

特 記 仕 様 書

I. 工 事 概 要

(○印の付いた「・」の項目を適用する)

1. 工 事 名 吉田文化体育センター空気調和設備改修その他電気設備工事
2. 工事場所 鹿児島市本城町 4 6 番地
3. 工 期 本工事の工期は、令和 1 0 年 3 月 1 0 日までとする。
4. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階数	※延べ面積(m ²)	消防法別表	備 考
吉田文化体育センター	鉄筋コンクリート造	2階建	5,855.92	(1)項イ	空調設備面積4,686.97㎡

※○建築基準法による表記 ・文部科学省算定床面積 ・その他 ()

5. 工事種目

(○印の付いた「工事種目」を適用する)

工 事 種 目		工 事 種 別			
		本 工 事			
1. 電 灯 設 備	一式	○			
2. 動 力 設 備	一式	○			
3. 電 熱 設 備	一式				
4. 雷 保 護 設 備	一式				
5. 受 変 電 設 備	一式	○			
6. 電 力 貯 蔵 設 備	一式				
7. 自 家 発 電 設 備	一式				
8. 構 内 情 報 通 信 網 設 備	一式				
9. 構 内 交 換 設 備	一式				
10. 情 報 表 示 設 備	一式				
11. 映 像 ・ 音 響 設 備	一式				
12. 拡 声 設 備	一式	○			
13. 誘 導 支 援 装 置	一式				
14. テレビ共同受信設備	一式				
15. テレビ電波障害防除装置	一式				
16. 監 視 カ メ ラ 設 備	一式				
17. 駐 車 場 管 制 設 備	一式				
18. 入 退 室 管 理 装 置	一式				
19. 自 動 火 災 報 知 設 備	一式	○			
20. 自 動 閉 鎖 設 備	一式				
21. 非 常 警 報 設 備	一式				
22. ガス漏れ火災警報設備	一式				
23. 中 央 監 視 設 備	一式				
24. 構 内 配 電 設 備	一式	○			
25. 構 内 通 信 線 路 設 備	一式				
26. 太 陽 光 発 電 設 備	一式				

6. 鹿児島市建設工事請負契約書第33条に基づく部分使用
- 無 ・有(範囲、時期については監督員の指示による)
7. 鹿児島市建設工事請負契約書第38条に基づく指定部分
- 無 ・有(範囲、時期については監督員の指示による)

II. 一般事項

(○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する)

- ① 本工事は、公共工事であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱及びその他関係法令を遵守し、災害及び事故の防止並びに環境の保全に努めること。
- ② 本工事の施工において、関係法令により資格が必要な作業については有資格者が行うこと。
- ③ 本工事の関連工事に従事する別契約の受注者とは、関連の工程・段取り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工すること。
- ④ 安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。
- ⑤ 本工事の施工に当たっては、地場産業育成の見地に立ってできる限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。
- ⑥ 元請業者は、下請業者の施工能力の向上・雇用管理・労働安全管理等の措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行い、両者の合理的な関係の確立に努めること。
- ⑦ 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- ⑧ 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事又は業務の着手前までに)提出すると、また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート穀等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- (4) その他監督員が記載を指示した業務等
- ⑨ 本工事の施工業者は、建設業退職金共済制度の趣旨をふまえ、この制度の活用に努めること。
- ⑩ 建設業法第26条及び同施行令第27条に規定する監理技術者については、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けたものを選任し、その工事現場の専任とするものとする。
- ⑪ 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。
- ⑫ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(GORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内(土、日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
- ⑬ 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。
- ⑭ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告し、適切に対応すること。
- (低入札価格調査に基づく措置)
- ⑮ 施工体制の強化
- (1) 低入札価格調査の対象となった工事(以下「調査対象工事」という。)には、専任の主任技術者を配置すること。
- (2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に關し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。
- ア 6 5 点未満の工事成績評定を通知された場合
- イ 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合
- ウ 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合
- エ 自ら起因して工期を大幅に遅らせた場合
- ⑯ 監督体制の強化
- (1) 受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
- (工事施工)
- ⑰ 工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び通行人への危険防止に万全の注意を払うとともに、昼夜間を問わず、十分なる安全対策を行い、事故の皆無を期すること。また、工事現場周辺の側溝、その他の公共物を土砂やモルタル等の残材等で埋没させないよう特に注意すること。埋没させた場合は速やかに受注者の負担で復旧すること。
- ⑱ 本工事の施工現場の詰め所等においては、火気責任者を定め、火気の取り扱いには十分注意すること。(下請業者への指導を含む。)
- ⑲ 本工事の施工に当たって、支障物件を発見し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これに要する費用は受注者の負担とする。
- (屋内に使用する材料等)
20. ホルムアルデヒドを発散する資材を使用する場合、居室内はF☆☆☆☆規格、居室へホルムアルデヒドが流入する恐れのある床下及び天井裏は、F☆☆☆☆規格以上にそれぞれ適合すること。但し、これによりがたい場合は監督員と協議し、承諾を得ること。
- ※ 対象となる材料
- 木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF等)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、保温材、接着剤、仕上げ塗料等。
- 注) ドアガラリ等により連通され、居室への流入が見込まれるトイレ等は、居室と一体化とみなす。
21. クロルビリホスを添加しないこと。クロルビリホスを添加した材料でないこと。
22. 塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性系のものとする。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く。)但し、有機溶剤系塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの拡散が極力小さいものとする。
- (契約不適合責任検査)
- ⑳ 契約不適合責任(鹿児島市建設工事請負契約書第4 1 条)の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合責任検査実施の通知を受けた場合は発注者の指定する方法により速やかに契約不適合責任検査の実施日及び報告書提出日を回答したうえで、契約不適合責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
- (火災保険等)
- ㉑ 請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- 火災保険等(工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等)に生じる損害を填補)
- 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補)
- 保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。
- (法定外労災保険の付保等について)
- ㉒ 法定外の労災保険の付保
- 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- ㉓ 墜落制止用器具の使用について
- 高さで2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。
- (前払金・中間前金払)
- ㉔ 前払金 ○請負代金額の1 0 分の4 の前払い金の支払いを令和 8 年度中に請求すること
- ㉕ 中間前金払
- (1) 請負金額が1 0 0 万円以上で年度内に完成する工事は、契約時において中間前金払か部分払かのいずれかを選択すること。ただし、令和 8 年度中に請求することではない。なお、契約に当たり部分払をすることを選択した場合は、中間前金払は行わない。
- (2) 中間前金払を受けるための要件(全て満たすこと。)
- ア 請負金額の1 0 分の4 の前金払がなされていること。
- イ 工期の2 分の1 を経過していること。
- ウ 工程表により工期の2 分の1 を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- エ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2 分の1 以上の額に相当するものであること。
- (3) 中間前払金の割合について
- 請負代金の1 0 分の2 以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計

- 額が請負代金の額の1 0 分の6 を超えてはならないものとする。
- (営繕工事における週休 2 日工事について)
- ㉙ 実施に当たっては、鹿児島県「営繕工事における「週休 2 日」工事実施要領(令和 7 年 8 月 1 日施行)(以下、「実施要領」という。))を準用するものとする。なお、実施要領は鹿児島県ホームページから入手できる。
- (桜島地区の工事について)
30. 本工事は、「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」に基づき対応を行う。「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」は鹿児島市ホームページから入手できる。
- (路上工事の一時中止について)
31. 「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、下記の期間は路上の工事を原則一時中止するものとする。
- ・令和 8 年 4 月28日(火)22時から令和 8 年 5 月 7 日(木) 9 時 事由:「ゴｰﾙデンウィーク
- ・令和 8 年 8 月 7 日(金)22時から令和 8 年 8 月17日(月) 9 時 事由:お盆
- ・令和 8 年12月28日(日)22時から令和 9 年 1 月 4 日(月) 9 時 事由:年末年始
- なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。
- (街区基準点等について)
32. 街区基準点等付近での工事等については、街区基準点等の亡失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱」に従い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。
- ㉚ 工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても亡失、き損してはならない。工事の支障となる場合は、監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。
- (暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置)
- ㉛ 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (環境基本計画)
- ㉜ 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。
- ㉝ 本工事に使用する建設機械については、原則として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 1 0 条第 1 項に基づく「鹿児島県環境物品等調達方針」に適合するものを使用すること。
- ㉞ 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 1 0 条第 1 項に基づく「鹿児島県環境物品等調達方針」適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
- ㉟ 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。
- ㊱ 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を撤出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどて、分別の徹底及びリサイクルに務めること。
- (低騒音型建設機械の使用の原則化)
- ㊲ 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。
- (現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)
- ㊳ 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
- 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第 3 項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前 3 号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。
- ㊴ 発注者への報告
- 前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
- (現場代理人の兼任)
- ㊵ 現場代理人の兼任を認める工事
- 現場代理人は、請負契約的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めることとする。
- なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。
- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね 1 時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。また、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- ㊶ 手続き
- 現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任(変更)申請書(第11-1号様式)」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等変更通知書」により、発注者に通知すること。
- なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- ㊷ 受注者に対する措置請求
- 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。
- (監理技術者等の途中交代)
- ㊸ 「監理技術者制度運用マニュアル」に明記された監理技術者等の途中交代に関する条件に該当し、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合は途中交代が可能となる。
- (監理技術者等の途中交代の試行について)
- ㊹ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。
- (1) 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。
- (2) 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者を配置しなければならない。
- (施工体制点検等への協力)
- ㊺ 請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づく点検を、また請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の建設工事の下請契約を締結した工事においては、同要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施するので、受注者はこれに協力すること。
- (ダンプトラック等による過積載等の防止について)
- ㊻ 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ㊼ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ㊽ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- ㊾ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に入りすることがないようにすること。
- ㊿ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第 1 2 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ㊱ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
- ㊲ 49項から54項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (電子納品について)
- ㊳ 本工事は電子納品対象工事とし、市ホームページに掲載する鹿児島市電子納品ガイドライン【建築・設備編】及び鹿児島市電子納品ガイドライン運用の手引き【建築・設備編】に定める基準に基づいて作成した電子成果品を納品すること。
- (架空線の防護措置について)
- ㊴ 架空線の防護措置における防護管設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置が必要であるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。
- (公共工事における現場一斉閉所の実施について)
- ㊵ 受注者は、公共工事における現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力は、受注者の判断によるもの(任意)とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組みに係るチラシを掲載しているのを確認のこと。
- (道路占用許可申請及び道路使用許可申請について)
- ㊶ 申請については、受注者が道路管理者や警察署と協議するものとし、必要書類については、監督員と協議の上、作成すること。なお、道路占用料及び道路使用許可申請手数料については、監督員との協議により設計変更の対象とする。
- (情報共有システムを活用した工事の試行)
- ㊷ 情報共有システム
- (1) 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。
- (2) 試行にあたっては、鹿児島市営繕工事等における情報共有システム活用工事試行要領(令和 8 年 4 月 1 日)に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- (建設キャリアアップシステム活用工事の試行)
- ㊸ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事の対象である。試行に当たっては、鹿児島市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領(令和 8 年 4 月 1 日)に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- (中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について)
- ㊹ 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について、別紙の記載により適用する。
- III. 建設副産物
- (○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する)
- (共通事項)
- ① 発生材の処理
- (1) 引渡しを要するもの ・有 () ・無 ()
- (2) 廃棄処分するもの ○有 ・無
- (3) 再生処理又は再資源化を図るもの ○有 ・無
- ② 建設副産物の処理における、運搬及びその処理費用は本工事費に含む。
- ③ 建設副産物は、再生処理又は再資源化することを原則とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領(鹿児島市)」を遵守するとともに、マニフェスト(産業廃棄物管理票)システムにより適正処理を行うこと。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、契約書及び、許可証の写しを監督員に提出すること。
- 吉田文化体育センター空気調和設備改修その他電気設備工事
- 特記仕様書(1) NO SCALE 1
- 鹿児島市建設局建築部設備課
- 全 3 2

真
で

④建設副産物情報交換システム(コプリス・プラス)または国土交通省ホームページ掲載の様式により再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、工事現場の見やすいところに掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)して公衆の閲覧に供することとし、あわせてインターネットに公表するよう努めるものとする。また、その実施状況を記録した実施書を完成書類に含めて提出するものとする。

⑤建設副産物の処理に起因する災害及び苦情については、受注者の責任において処理すること。

⑥建設副産物のうち、有効利用できるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材は再資源化するものとし、許可を受けた再資源化施設へ搬出すること。また、管球についても再資源化に努めること。

⑦再生処理又は再資源化できない建設副産物は、許可を受けた最終処分場及び中間処理場へ搬出すること。また、焼却施設及び最終処分場に搬入する際に産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

⑧産業廃棄物を収集又は運搬する際に、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託せずに自己運搬する場合は、運搬車の車体の両側面に5cm以上の文字で「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」及び3cm以上の文字で「排出事業者名」を表示するとともに、その運搬車に「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面」を備え付けること。なお、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託して収集又は運搬させる場合には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく表示規定によること。上記の表示状況について、工事完成図書に写真を添付すること。

⑨舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならないほか、処分状況等の記録(E票の写し及びマニフェスト総括表)を提出すること。

(建設発生土)

⑩本工事の施工により発生する建設発生土は、次のとおりとする。

・監督員が指示する構内の場所に敷きならしとする。

○下記の場所に搬出すること。

ア受入れ場所：鹿児島市有屋田町717番外20筆 櫛東秀

イ受入れ時間帯：8時30分 から 17時00分

・仮置き等 右記の場所に仮置きする。()

ただし、工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督員と協議の上、その指示によること。

(建設副産物の処理分類)

建設副産物	対象例	具体的処理方法	伝票等	写真その他
1 建設発生土	残土	場内敷きならし許可場へ搬出	※1	※4 ※5 ※6
2 有価物	銅線くず(電線等)、鉄くず変圧器、絶縁油、蓄電池	再生処理業者へ有価物として売却	※1	※6
3 建設廃棄物(特定建設資材)	コンクリート塊アスファルト塊建設発生木材	再資源化施設へ搬出	※2 ※3	※5 ※6
4 建設廃棄物(上記以外)	金属くず廃プラスチックガラスくずゴムくず木くず廃油その他場内で発生した産廃	許可処理業者へ搬出	※2	※6
	蛍光灯管球水銀灯管球小型二次電池	許可処理業者へ搬出	※2	※6
	小型二次電池	引取業者へ引渡し	※1	※7
	六フッ化硫黄ガス	引取業者へ引渡し	※1	※7
	P C B入機器	事業課へ引渡し		※7

※1：計量伝票または受領書等の写しを提出する。

※2：マニフェスト伝票のE票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表を提出する。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されてない場合は、A、B2、D票のうち直近に返送されたものの写しを提出すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

電子マニフェストの場合は、受渡確認表の写しを提出すること。

※3：E票記載の最終処分場は再生資源化施設であること。

※4：敷きならし状況の写真を撮影する。

※5：再生資源利用促進計画書(計画、実績)を提出する。

※6：処理業者又は再資源化施設への搬入状況や許可内容を示す看板を撮影する。

※7：引渡し状況の写真を撮影する。

IV. 工事仕様

(○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する)

項目	事	項
①適用	(1)本特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。	
	(2)すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとし、これにより難い場合は「疑義に対する協議等」による手続きによる。	
	ア設計図書等に関する質疑応答書	
	イ特記仕様書	
	ウ図面	
	エ公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(改	

②遵守事項

3メーカー工場等における立会い検査の実施

④提出書類

⑤検査

⑥特殊な材料・工法

⑦立会検査を要する施工工程

⑧工事報告

⑨工事用電力・水・その他

⑩仮設

⑪快適トイレの試行について

⑫工事写真

⑬耐震構造

修及び修繕に限る)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)オ公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)令和7年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)※なお、本書では以降、上記の工は「仕様書」、オは「標準図」と略称する。

工事は、電気設備技術基準、内線規程及び小売電気事業者の規程に従い施工する。なお、図面その他が諸規程と相違するときは、監督員の指示による。

(1)試験方法は「仕様書」の「機材の試験」に準じ、該当する主な機材は、キュービクル式配電盤、直流電源装置、発電装置、複合防災盤、中央監視制御装置等とする。

(2)該当機材()

施工に先立ち監督員の指示する施工図を作成し、承諾を得てから施工する。また、提出書類については「仕様書」に定めるもののほか、次のものを定められた期限内に作成して提出する。

(着手時)

(1)設計図二ツ折製本(表紙文字入) A1判部、A3判1部(適時)

(2)主要使用資材報告書ほか監督員の指示するもの(完成時)

(3)竣工図二ツ折製本(表紙文字入) A3判2部

(4)電子媒体

電子納品対象工事 C D - R又はD V D - R 2部

上記以外 C D - R 1部

(1)工事完成後、本市の完成検査に合格することはもちろんのこと、関係官公署等の検査に合格しなければならない。

(2)立会検査を要する工程に達した場合及び監督員の指定した工程に達した場合は、事前に監督員に連絡し、監督員の検査を受ける。

設計図書に記載されていない特殊な材料により施工する場合は、監督員の承諾を得る。なお、特殊な材料による施工は、当該製品の指定工法による。

コンクリート埋込配管・・・配管完了後コンクリート打設前

いんべい配管・・・配管完了後天井張り前

地中埋設配管・・・配管完了後埋め戻し前

入線配線・・・入線配線施工後

機材・・・原則として現場搬入後

機器取付・・・取付又は据え付け施工時

ただし、監督員から指示がある場合はこの限りではない。

「監理業務報告書」により、当月の施工内容及び、打ち合わせ記録書等を翌月の3日までに監督員に報告する。

本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手續等に要する費用は受注者の負担とする。

(1)監督員事務所○設けない・設ける

(2)工事用仮設物

設置条件 構内に作ることが○できる・できない

ただし、すべて受注者の負担とする。

(3)足場・さん橋類

別契約の関連工事受注者が設置したものは、無償で利用できる。

(1)本工事は、建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

(2)受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。

(3)快適トイレを設置する場合は、「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について(令和8年6月2日付け鹿児島市建設局通知)」に基づき行うものとする。

(4)「建設現場における「快適トイレ」設置の試行の改定について(令和8年6月2日付け鹿児島市建設局通知)」は鹿児島市ホームページから入手できる。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領による工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編」(令和5年版)による。

・上記写真に加え、実績報告用写真として着工前と完成時(出来高時)を監督員へ2部提出(両面印刷)すること。

設備機器の固定は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」(令和3年度版)により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。

(1)設計用水平地震力

設計用水平地震力は機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	○特定の施設(甲類、乙類)	・一般の施設(乙類)		
上層階の天井以上	重要機器2.0(2.0)<2.0>	一般機器1.5(2.0)<1.5>	重要機器1.5(2.0)<1.5>	一般機器1.0(1.5)<1.0>
	1階天井～上層階の床	1.5(1.5)<1.5>	1.0(1.5)<1.0>	0.6(1.0)<0.6>
1階の床以下	1.0(1.0)<1.5>	0.6(1.0)<1.0>	0.6(1.0)<1.0>	0.4(0.6)<0.6>

(注)()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

< >内の数値は水槽類に適用する。

⑩キャビネット

(1)鹿児島の特気気象条件(高温、多湿、降灰、塩害、台風、大潮等)を考慮して、これに耐え得る製品とする。

(2)キャビネットには内外面とも焼き付け塗装を施す。なお、塗装色は監督員の指示による。

(3)ドアの開いた状態で、ガータースペースが見えにくく、充電部が露出しない構造のものとする。

(4)屋外用キャビネットの蝶番装置は全てステンレス製とする。

(5)原則として、ドア裏面に結線図を収容する金属製図面ホルダー(A4サイズ)を設ける。

⑪電線・電線管

⑫ボックス類

⑬位置ボックス・ジョイントボックス

⑭ブロックマンホール・ハンドホール

⑮地中電線管路

⑯ケーブル埋設標識シート

⑰配線器具

18電極棒の長さ

V. その他

(○印の付いた「番号」の項目を適用する)

項目	事	項
①保全計画書	中長期保全計画書を提出すること。(参考となる様式は支給)	
②ヤンバルトサカヤシデのまん延防止対策	ヤンバルトサカヤシデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、次の各号を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤシデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督員に報告すること。	
	(1)土・樹木等の措置	
	ア発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。	
	イ廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱い可能な焼却施設で焼却処理する。	
	一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間焼却施設	
	産業廃棄物：業の許可を有している民間焼却施設	
	(2)工事区域周辺部の措置	
	周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。	
	(3)やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置	
	ア薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。	
	イ薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。	
	(4)発生地区に搬入した建設機械や農・林業工作機械の措置	
	付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。	
	(5)未発生地区での措置	
	発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記(3)(4)の措置が講じられているかを確認する。	

図4急傾斜地崩壊防止(国研1)急傾斜地崩壊防止(国研2)急傾斜地崩壊防止(国研3)

吉田文化体育センター空調設備改修その他電気設備工事特記仕様書(2)	NO SCALE	2/
鹿児島市建設局建築部設備課		全32

(1)分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路は、電線太さ電線本数及び管径などは監督員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

(2)屋外露出配管の支持等に使用する金物は、全てステンレス製か溶融亜鉛めっき仕上げのものとする。

(3)導入線は太さ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線とする。

(4)床、梁その他の配管用スリーブ穴は、配管完了後完全に埋め戻す。

(5)ケーブルの末端は、原則として、専用の末端処理材を用いて確実に処理する。E E Fケーブルの末端処理はE E F用の2又管、3又管を使用し、ビニールテープで固定する。ただし、ケーブルストリッパーを使用する場合に限り、原則としてE E F用のケーブルファスナーキャップの使用とテープ押え巻きは不要とする。

屋外での電線の接続は、シースと同等以上の絶縁性能を有するテープを用いる。

(6)将来用の予備配管がある場合は、将来の入線工事にも配慮して、整線を行うこと。

(7)電線の色別は、監督員の指示による。

(1)塗装は、「10キャビネット」に準ずる。但し、裏ボックスとして壁等に埋め込んで使用するものは、錆止め塗装まででよい。

(2)各種位置ボックス、プルボックスおよびジョイントボックスの内面には必ず入線前に絶縁塗装を施す。

プルボックスには刻印を施したアクリルプレート、カバープレートには刻印にて用途を表示する。

(1)蓋

アブロックマンホール蓋・ハンドホール蓋は、原則として、製造者の標準とする。

イ用途表示については監督員の指示による。

ウ蓋及び把手並びに受枠はコールドタル焼付け塗装とする。また防水パッキンは枠に接着剤(ボンド等)で接着する。

(2)防水及び水抜き等

アブロックマンホール・ハンドホールは、原則として、所定の貫通予定箇所以外の貫通は認めない。

イブロックマンホール・ハンドホールの電線管挿入箇所は、防水処理剤を用いて完全な防水処理をする。

ウ水抜きは、監督員の指示により設ける。

(3)取付金物

原則として、ブロックマンホール・ハンドホール内の金具類は、溶融亜鉛めっき製とし、ボルト・ナット類はステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。

埋設管の埋設深さは原則として土被り0.6m以上(舗装がある場合は、舗装下面から)とする。

地中配線には、標識シートを2倍長以上重ねせて管頂と地表面(舗装のある場合は舗装下面)のほぼ中間に設け、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別を表示する。

標識シートの色は、黄色又はオレンジとする。

(1)コンセントのうち次のものは、プレートに電圧等の刻印表示を行う。

ア単相200V

イ三相200V

ウ一般電源用以外(発電機回路、UPS回路等)

(2)器具は全て真鍮ビス又はステンレスビスでボックスに取り付ける。

監督員の指示による。

石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項		Ⅱ 石綿含有保温材等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		Ⅳ. 石綿含有仕上塗材の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する	
Ⅰ. 共通事項 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		Ⅲ. 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		Ⅴ. 石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項 鹿児島市建設局建築部設備課	
① 石綿含有対象建材	本工事に係る石綿含有建材は次のとおりとする。 但し、事前調査を行い、新たに石綿含有が確認された場合や含有が疑われる場合は、速やかに監督員に報告を行い適切に処理すること。 石綿含有建材の有無 ○有 ・ 無 ・ その他（ ） 石綿含有建材の種別 ・ 石綿含有保温材等 ・ 石綿含有成形板等 ○ 石綿含有仕上塗材	2. 撤去作業	・ 石綿含有成形保温材付き配管の撤去 成形保温材付き配管の撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。 ② ビニールシート等で成形保温材を包み、配管表面でテープ止めとし、密閉する。 ③ 配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防護マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ①撤去した成形保温材付き配管は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で、特別管理産業廃棄物であることを表示し、構外搬出処理とする。 ② マニフェスト票の備考欄に「廃石綿」であることを明示し、適正に処分すること。	① 撤去作業 ・ 石綿含有仕上塗材の撤去 石綿含有仕上塗材の撤去は、原則として飛散防止のために十分な集塵機能を有する電動工具を用いる方法とする。 (1) 撤去方法 ・ 穿孔 ① 十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用し穿孔すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防護マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ・ コア抜き(ダイヤモンドカッターによる) ①コア抜き作業により影響を受ける石綿含有仕上塗材を撤去する。十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用しコア抜きすること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防護マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ①回収した仕上塗材は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有仕上塗材」であることを明示し、適正に処分すること。	
② 関係法令の遵守	大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、労働安全衛生規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。 また国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の次の図書についても遵守すること。 (1) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (2) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (3) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (4) 建築物解体工事共通仕様書・同解説				
③ 事前調査	施工に先立ち改修、解体等の対象建材について石綿等使用の状況を監督員に確認した上で事前調査を行うこと。なお、建築物及び石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物に係る事前調査は、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣及び環境大臣が定める者が行うこと。 また、法令に基づき速やかにその結果を鹿児島市環境保全課及び労働基準監督署に報告すること。報告は、原則として石綿事前調査報告システムから電子申請で行うこと。さらに、監督員に書面で別途説明すること。 建築物の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所にあつては、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告及び説明を行うこと。				
④ 施工計画	(1) 事前調査の結果に基づき、施工計画書(作業管理組織図、作業方法、揭示方法、産業廃棄物処理方法)を作成して監督員に提出すること。 (2) 施工計画にあたり、令和3年3月厚生労働省及び環境省作成「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び令和3年3月環境省作成「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」を参考とすること。 (3) 作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないように留意すること。 (4) 使用器具・機械類等は、石綿含有建材の撤去等に必要で適切な工具・機器類等であること。				
⑤ 揭示	(1) 大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を揭示板により公衆及び作業員のしやすい箇所に掲示すること。 (2) 必要に応じて周辺住民等へ揭示等で周知すること。				
⑥ 作業者	(1) 石綿障害予防規則に定める「石綿作業主任者」が作業管理者となり、その作業管理者の指示に従って作業すること。 (2) 作業者は、就業時に石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。				
⑦ 保管	(1) 現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずること。 (2) 保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行うこと。				
⑧ 運搬	(1) 石綿含有建材の廃材を高所から移動する場合は、揚重機を使用して、高所より投下しないこと。 (2) 石綿含有建材の廃材の集積、積み込みに当たっては、廃棄物の積み替え移動回数を最小限にすること。 (3) 石綿含有建材の廃材の運搬車及び運搬容器は、当該建材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。 (4) 運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずること。				
⑨ 後片付け	(1) シート等により区画、隔離した場合において、作業に使用した工具、足場等は付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 また、作業衣及び呼吸用保護具も、廃棄のために袋に入れた場合以外は、付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 (2) 区画、隔離養生に用いたシート等を再使用する際は、区画、養生を片付ける前に高性能真空掃除機等により付着した粉じんを除去すること。 (3) 区画、隔離等に用いたシート等を処分する際は、石綿繊維等粉じん付着面を内側にして折りたたんだ後に密封処理を行い、石綿含有建材同様の処理を行うこと。				
⑩ 作業の結果の報告	除去作業が完了したときは、その結果を遅滞なく監督員へ書面で報告すること。				

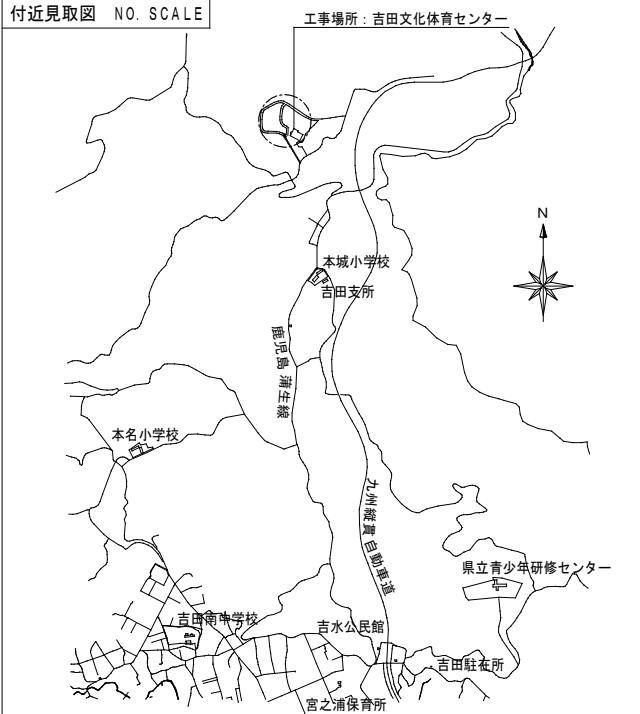
図4
令和3年度版改訂(改訂1)

吉田文化体育センター空調調設備改修その他電気設備工事
石綿含有保温材等及び
石綿含有成形板等除去特記事項
鹿児島市建設局建築部設備課

NO SCALE

3

全32



【工事内容】

- 1 既設受電設備改修工事 (PAS 更新・配電盤・変圧器改修・高圧分岐回路新設)
- 2 新設受電設備改修工事 (屋外キュービクル新設)
- 3 構内配電設備工事 (高圧分岐・空動電力幹線新設)
- 4 電力幹線工事 (空動電力幹線改修・既設幹線改修)
- 5 電力分岐工事 (空動電力分岐配線新設・既設配線改修・分岐柱線改修)
- 6 電力幹線工事 (アリアー照明用電力幹線改修 3φ3W-1φ2W)
- 7 電力分岐工事 (アリアー照明用電力幹線改修・空室内機電源新設)
- 8 自動火災検出設備改修工事 (感煙・感熱・感煙格別)
- 9 防犯カメラ工事 (熱・気象・防犯・アナルコープス機能付)
- 取外し・再取付工事 (照度・非常照明・誘導灯・スピーカ・感知器取外し・再取付)

[注

1. 工程については、事前に監督員、施設管理者、電気主任技術者及び電気事業者等と協議し、施設運営に支障がないようにすること。
2. 工事は停電を伴った場合、速やかに製品の納期等を確認し、施設管理者と協議して実施日を決定すること。
3. 工事施工にあたっては、施工前に監督員、施設管理者、電気主任技術者及び電気事業者と協議のうえ作業計画を作成し、係員の承認を得た後施工すること。
4. 工事施工にあたっては、施設利用者等の安全を確保し、事故防止に万全を期すること。
5. 工事施工にあたっては、必要があれば仮設設備を設けるなどの対応をとること。
6. 電気主任技術者と協議のうえ、試験・調査を行い、試験結果報告書を提出すること。
7. 既設を利用するキュービクル用の増設は、改修前後に接地抵抗測定を行い報告書を提出すること。
8. 工事着手前に図面照査並びに既存部分を十分調査し、既存設備に支障を及ぼさないよう注意して施工を行うこと。
9. 図面に記載がないものについても機能上必要なものについては工事内で施工を行うこと。
10. 万一既存設備に損傷を及ぼした場合は、速やかに監督員に報告し、受注者の負担にて原形復旧を行うこと。
11. 屋外で使用する配管支持材等は、ステンレス製又は溶接鋼製のもの製を原則とする。
12. 本工事の施工にて、必要とする屋出等は、速滞なく行うこと。
13. 機器等の調達遅延を含め、受注者の責めにならない事由により、工程に影響が生じる場合は、工程の一時中止及び工期延長について発注者と協議すること。なお、工事を全面的に一時的中止している期間は、監理技術者の専任を要しない期間とする。

幹線配線表

記 号	名 称	配 線	配 管	改 修 内 容
④	空調動力	EM-CET 38"	(FEP100)	既 設
	空調動力 S-A	EM-CET150", E22"	《FEP100》	配線新設
	予 備	—○—	(FEP100)	既 設
	屋外灯	CV5. 5"-2C	(FEP30)	"
⑤	空調動力	EM-CET 38"	(FEP50)	既 設
⑥	空調動力 S-A	EM-CET150", E22"	(FEP80) ※	新 設
⑦	浄化槽 動力幹線	CV 38"-3C	(GP42)	既 設
	浄化槽 一括警報	CVV 2"-2C, E5. 5"	(GP22)	"
	屋外灯	CV 22"-2C, E5. 5"	(GP36)	"
	予 備	—○—	(GP36)	"
⑧	浄化槽 動力幹線	CV 38"-3C	(FEP50)	既 設
	浄化槽 一括警報	CVV 2"-2C, E5. 5"	(FEP30)	"
	屋外灯	CV 22"-2C, E5. 5"	(FEP50)	"
	予 備	—○—	(FEP30)	"
⑨	空調動力 S-B	EM-CET100", E14"	(FEP65) ※	新 設

※ 露出立ち上がり部はSGP100にて保護

ハンドホール表 (既 設)

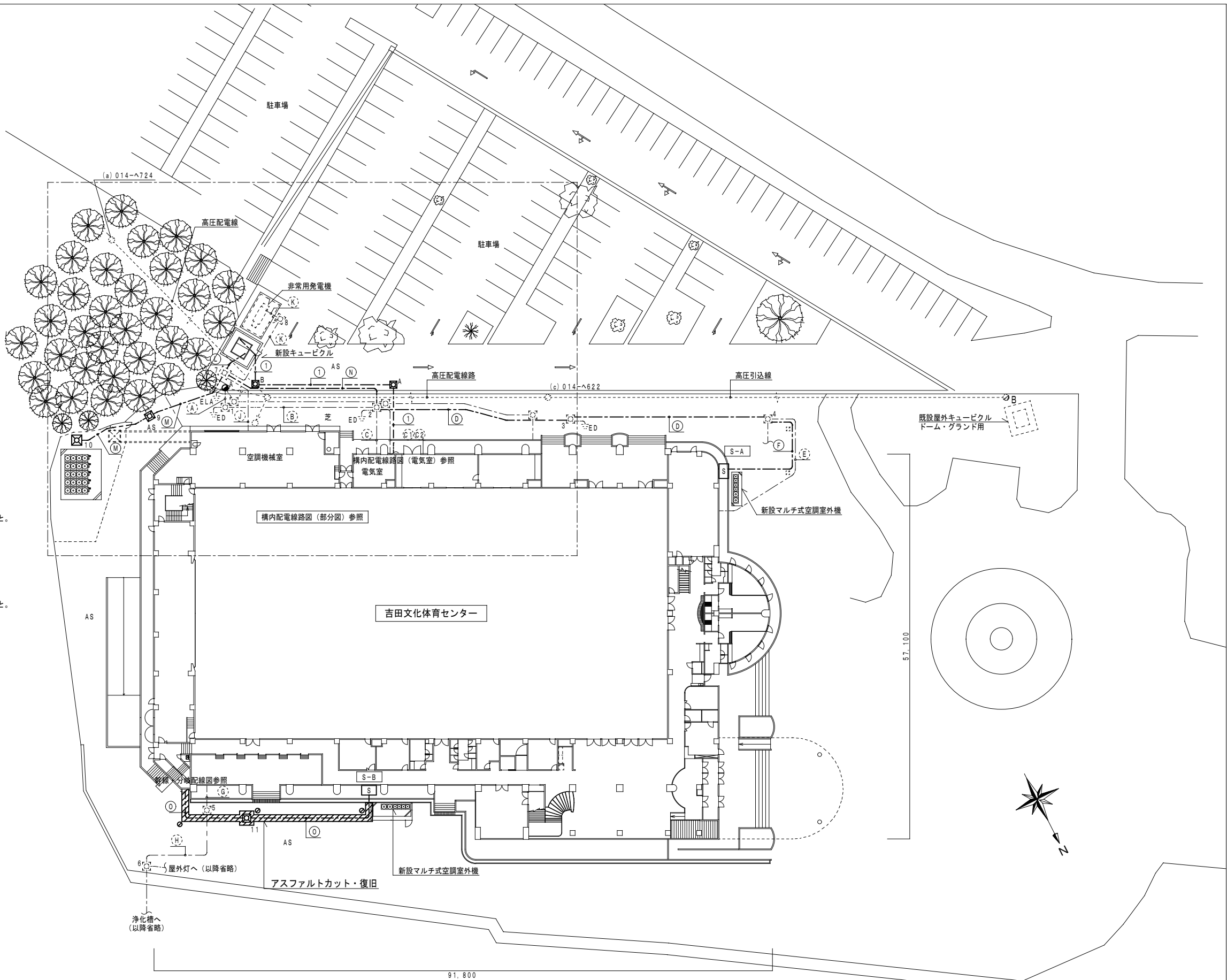
記 号	規 格	鉄 蓋	ケーブル ハンガーボス	ケーブル ハンガー	支持碕子	コア抜き D=100
1	900x 900x1300H	R8K-60	600L x 6	C210x 6	R50x 6	—
2	900x 900x1300H	R8K-60	600L x 5 400L x 2	C210x 5 C210x 2	R50x 5 R50x 2	100φ x 1 125φ x 1
3	900x 900x 900H	R8K-60	600L x 2	C210x 2 C210x 2	R50x 2 R50x 2	—
4	900x 900x 900H	R8K-60	600L x 4	C210x 4 C210x 4	R50x 4 R50x 4	125φ x 1
5	600x 600x 900H	R8K-60	600L x 2	C210x 2	R50x 2	—
6	800x 800x1200H	R8K-60	1000L x 4	C210x 4	R50x 4	—
7	1500x1500x1500H	R8K-60	1200L x 8	C310x32	R75x32	50φ x 2 100φ x 3 125φ x 4 150φ x10
8	900x 900x 900H	R8K-60	800L x 4	C210x 4	R50x 4	—

注. 下表のケーブル支持材の下段は、追加材を示す。

ハンドホール表 (新 設)

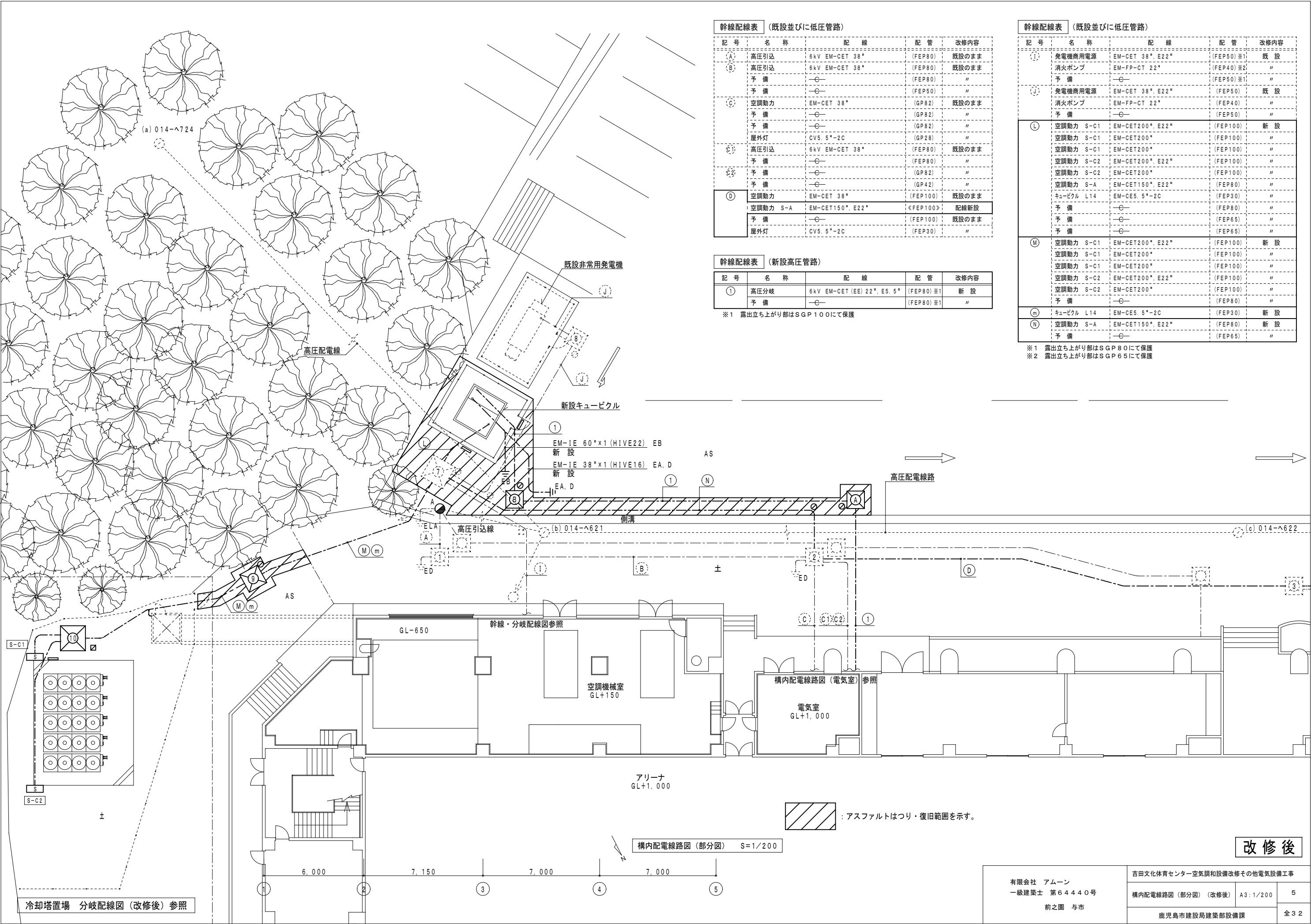
記 号	規 格	鉄 蓋	ケーブル ハンガーポスト	ケーブル ハンガー	支持磚子	調整リング
 9	1200×1200× 900H	R8K-60	600 Lx 4	C310× 4	R75× 4	H100× 1
 10	1500×1500×1200H	R2K-60	1000 Lx 8	C310×24	R75×24	H100× 1
 11	900× 900× 900H	R8K-60	600 Lx 4	C210× 4	R50× 4	H100× 1
 A	900× 900× 900H	R8K-60	600 Lx 4	C210× 4	R50× 4	H100× 1
 B	900× 900× 900H	R8K-60	600 Lx 4	C210× 4	R50× 4	H100× 1

構内配電線路図 (全体図) S=1/600



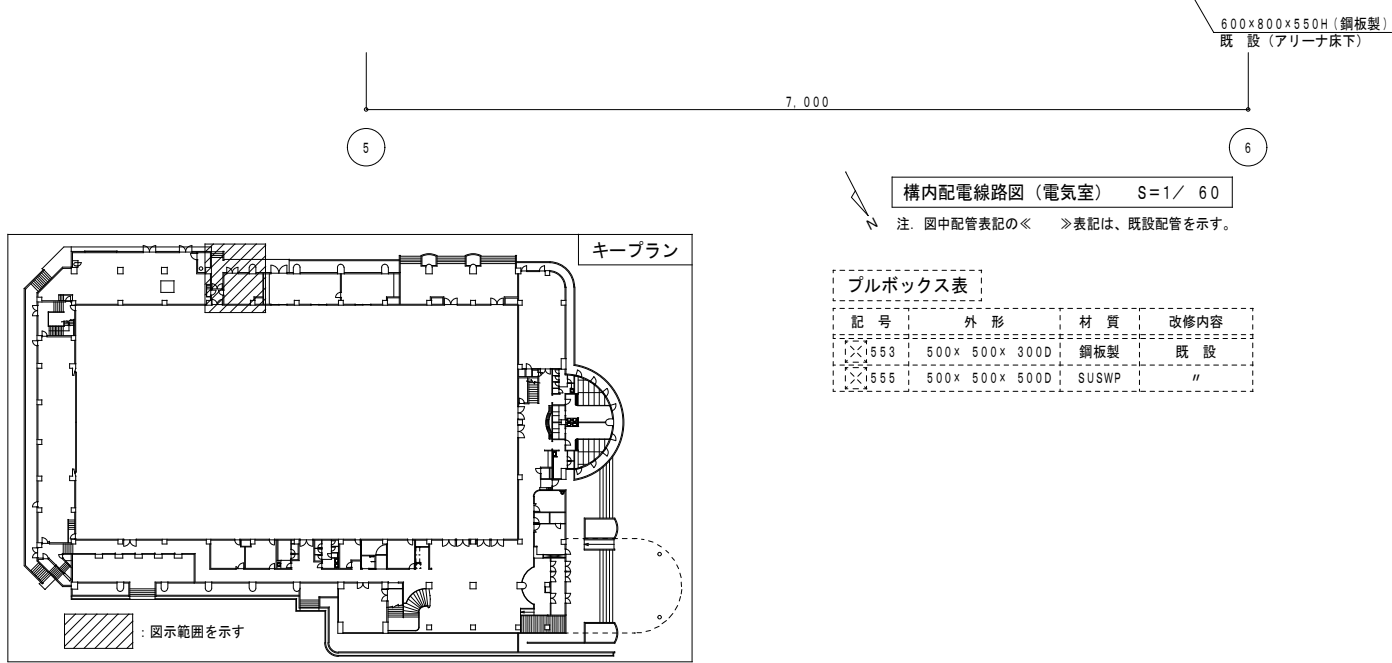
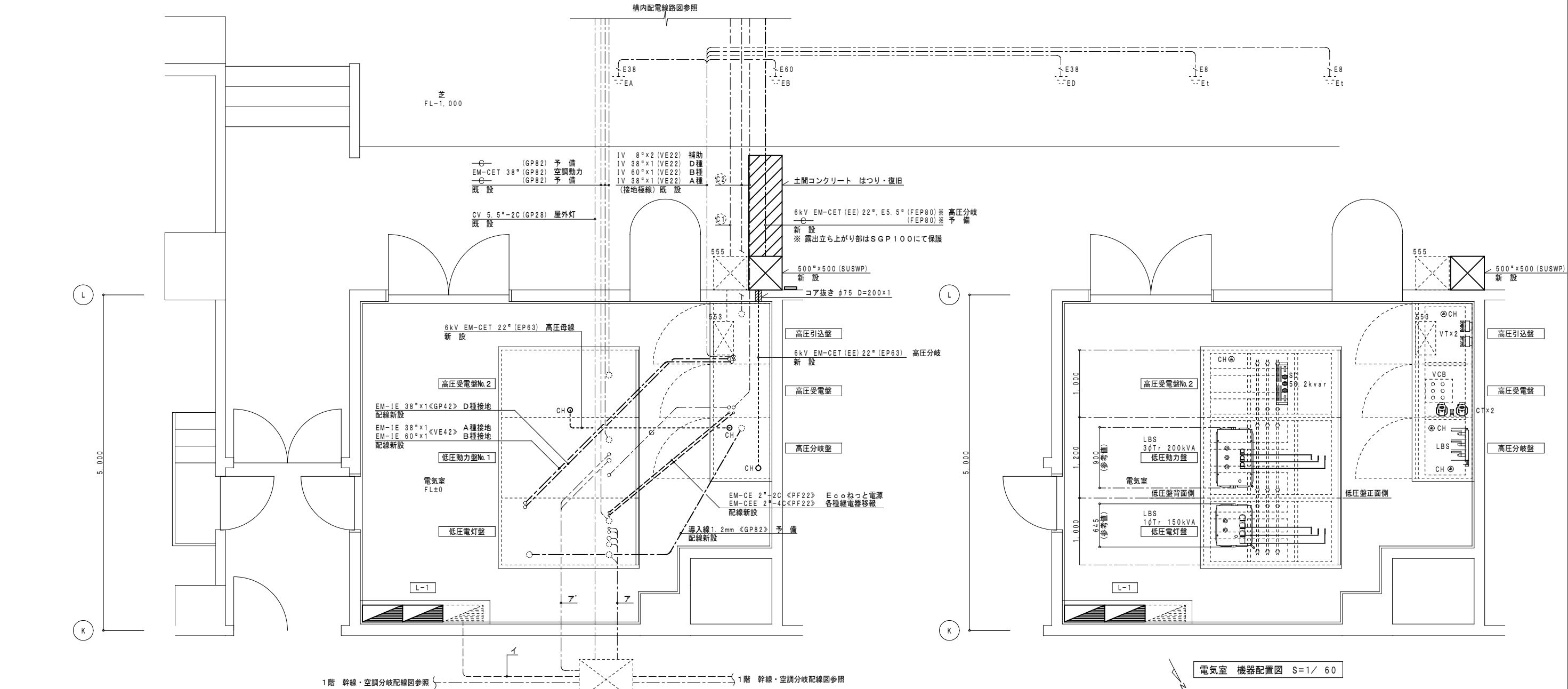
改修後

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調設備改修その他電気設備工事		
	付近見取図、構内配電線路図 (全体図) (改修後)	A3:1/600	4
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32



凡 例 表（改修後） 注：改修後図面中の点線表記の記号は、改修前凡例表参照			
記 号	名 称	仕 様	改修内容
 A	既設構内引込柱	12m-19cm- 5.0kN	PAS新設
 n	ハンドホール	電力用	別表参照 新 設
 A	地 中 埋 設 構	コンクリート製	〃
 O	〃	キャッツアイ	〃
 =	埋 設 標 示 板	黄銅製	〃
 A, D	接 地 極	A 種	埋設標示板共 〃
 B	〃	B 種	〃
 D	〃	D 種（ELCB）	〃
 ELCB	〃		〃
	電 灯 分 電 盤	結線図参照	内部改修
	動 力 制 御 盤	〃	〃
 S	手 元 開 閉 器 盤	〃	新 設
 2	埋込コンセント	大角連用形 2P15A×2	再取付
	スポット型感知器	差動式 2種 露出	再取付
 S	〃	光電式 2種 露出	〃
 K	カバープレート	丸 形 ステンレス 刻印	新 設
 K	〃	角 形 ステンレス	〃
	プルボックス	傍記又は別表参照	新 設
	ボ ッ ク ス	OB 中深 C付 樹脂製鋼板製	〃
	天 井 点 検 口	450角 開口補強共	新 設
	コ ア 抜 き	傍記参照	本工事
	は つ り 工 事	〃 復旧共	〃
	配 線 ・ 配 管	露出配管	別表又は 傍記参照
	〃	二重天井内ケーブル支持配線・ケーブルラック配線	
	〃	地中埋設配管	
	〃	架空配線	

凡 例 表（改修前）			
記 号	名 称	仕 様	改修内容
 a	高 圧 配 電 柱	コンクリート柱 13m-19cm- 7.0kN	—
 b	〃	15m-19cm- 7.0kN+継柱	—
 c	〃	15m-22cm-15.0kN+継柱	—
 A	構 内 引 込 柱	12m-19cm- 5.0kN	PAS撤去
 B	〃	〃	既設のまま
 〃	支 線 柱	鋼管柱	〃
 〃	支 線		〃
 n	ハンドホール	電力用	別表参照 既設のまま
 〃	〃	通信用	〃
 〃	地 中 埋 設 構	コンクリート製	〃
 〃	〃	キャッツアイ	〃
 〃	埋 設 標 示 板	黄銅製	〃
 ELH	接 地 極	A種（高圧避雷器）	〃
 A	〃	A 種	〃
 B	〃	B 種	〃
 D	〃	D 種	〃
 〃	電 灯 分 電 盤	結線図参照	内部改修
 〃	動 力 制 御 盤	〃	〃
 〃	電 灯 分 電 盤		既設のまま
 〃	動 力 分 電 盤		〃
 〃	制 御 盤		〃
 S	開 閉 器 盤	結線図参照	〃
 〃	照 明 器 具	FL 40W x 3	既設のまま
 〃	〃	FL 40W x 2	〃
 〃	〃	FL 40W x 1	〃
 〃	〃	FL 20W x 2	〃
 〃	〃	FL 20W x 1	〃
 〃	〃	FL 20W x 6	〃
 〃	〃	FPL36W x 4	〃
 〃	〃	FPL36W x 3	〃
 〃	〃	MF250W x 1	〃
 〃	〃	FDL13W, 18W	〃
 〃	〃	LEDライトバー	〃
 〃	非常照明器具	FL 20W x 2	〃
 〃	〃	1L 20W x 1	〃
 〃	誘 導 灯	FL 40W x 2	〃
 〃	〃	FL 20W x 1	〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
 〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃
〃	〃		〃



幹線配線表 電気室～アリーナ床下プルボックス				
記号	名称	(幹線No.)	配線	配管
ア'	舞台吊物制御盤	(M9)	1V 22"×3	(GP36)
	浄化槽	(M6)	1V 60"×3	(GP70)
	接地母線		1V 38"×1	
	中央監視盤		CVV 2"-10C	(GP28)
ア	電力増幅架	(L9)	1V 22"×3	(GP36)
	L-2	(L7)	1V 60"×3	(GP54)
	L-3	(L3)	1V100"×3	(GP70)
	接地母線		1V 60"×1	
イ	L-4 (舞台調光盤)	(L3)	1V200"×3	(GP82)
	同上操作電源		1V5. 5"×3	
	屋外灯		1V 22"×3	
	ガーデンライト		1V 8"×3	(GP54)
	屋外灯		1V5. 5"×2	
	誘導灯信号装置		CVV 2"-2C	
	照明リモコン		AE 1. 2-10P	(GP42)
			CPEV 1. 2-10P	

配線表		
図中特記なき配線・配管は下記による。		
—○—	1V1. 6mm 導入線	(GP42)
		既設

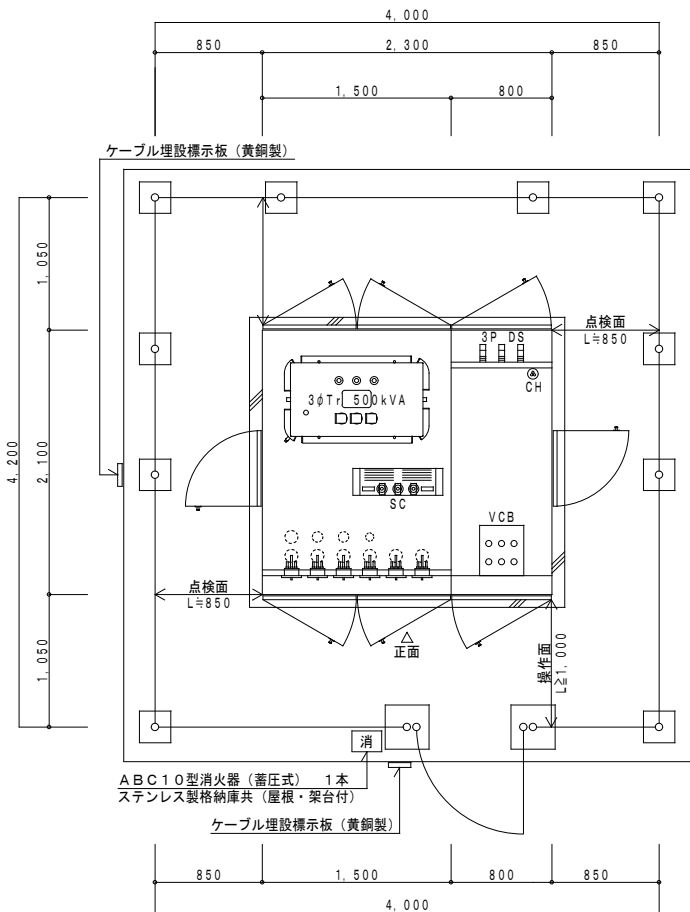
幹線配線表 ハンドホールNo.2～電気室				
記号	名称	配線	配管	改修内容
(C)	空調動力	EM-CET 38"	(GP82)	既設
	予備	—○—	(GP82)	"
	予備	—○—	(GP82)	"
	屋外灯	CV5. 5"-2C	(GP28)	"
(C1)	高圧引込	6kV EM-CET 38"		既設
	予備	—○—	(FEP80)	"
(C2)	予備	—○—	(GP82)	"
	予備	—○—	(GP42)	"

改修後

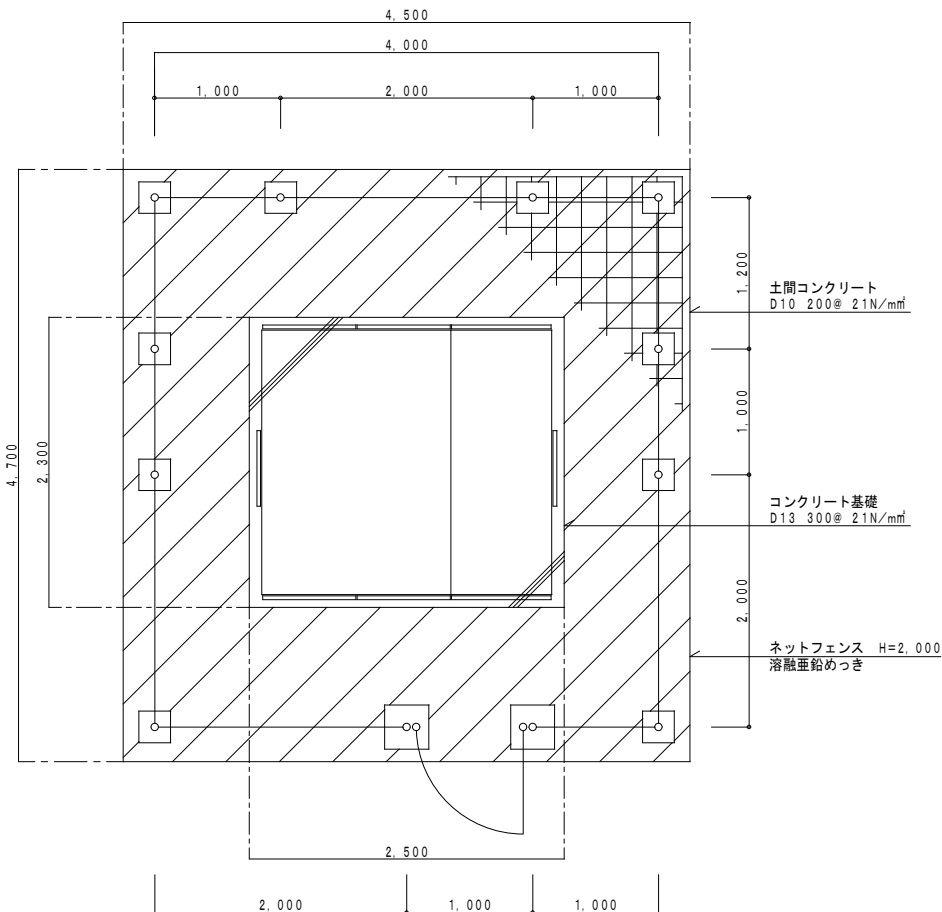
有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調設備改修その他電気設備工事		
	構内配電線路図(電気室) 電気室 機器配置図(改修後)	A3:1/ 60	8
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32

新設キュービクル 特記仕様

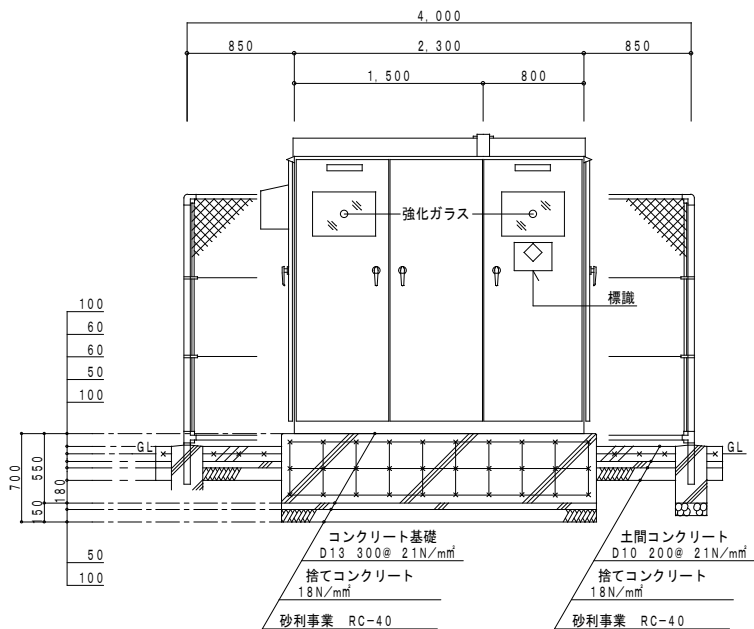
1. 新設する指示計器は、デジタルマルチメータ（デマンド値が表示可能なもの）とする。
2. 新設する変圧器は、トップランナー変圧器（2026）とし、耐震ストッパー付防振ゴム据付とする。
3. チャンネルベースは、溶融亜鉛メッキ（ドブづけ）とする。
4. 各壁の前後面の扉上部に照明（LED灯）を設置し、扉開時に点灯させる。
5. 空調動力盤の前後には、点検・作業用としてコンセントを設置する。
6. 換気扇を設置し、盤面に換気運転用として温度調整器を取り付ける。
7. 新設受変電設備には下記標識を取付ること。
 - ・キュービクル：「変電設備」
 - ・フェンス：「変電設備」、「関係者以外立入禁止」



新設キュービクル平面図 S=1/ 60 (参考図)

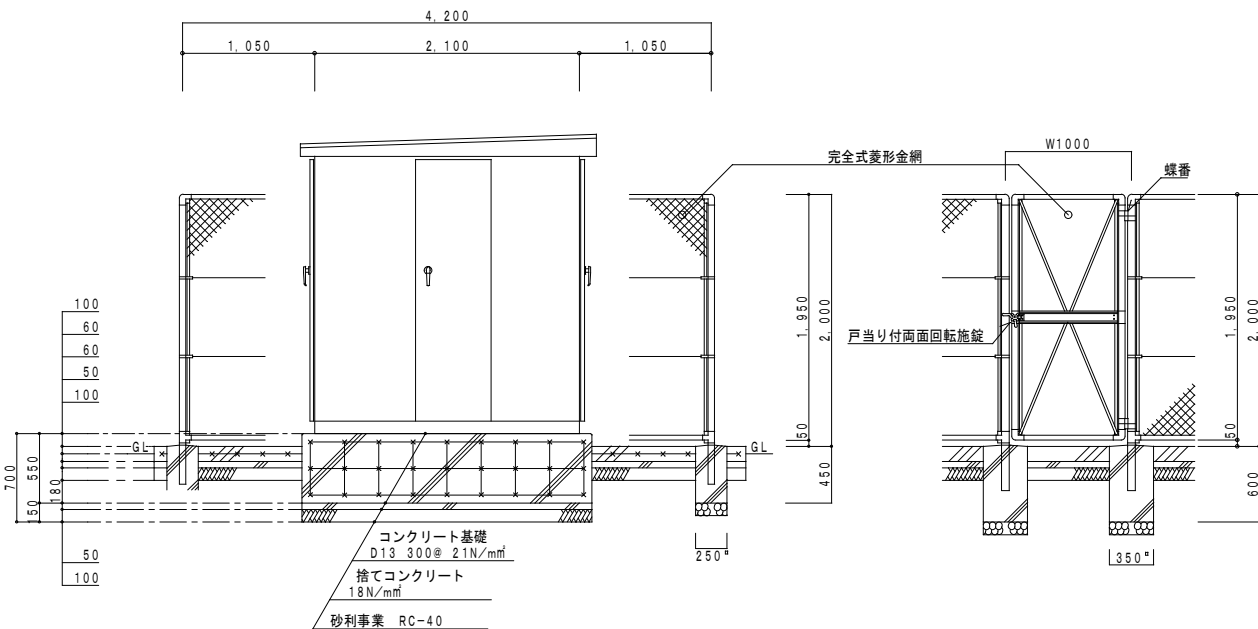


基礎・フェンス平面図 S=1/ 60 (参考図)



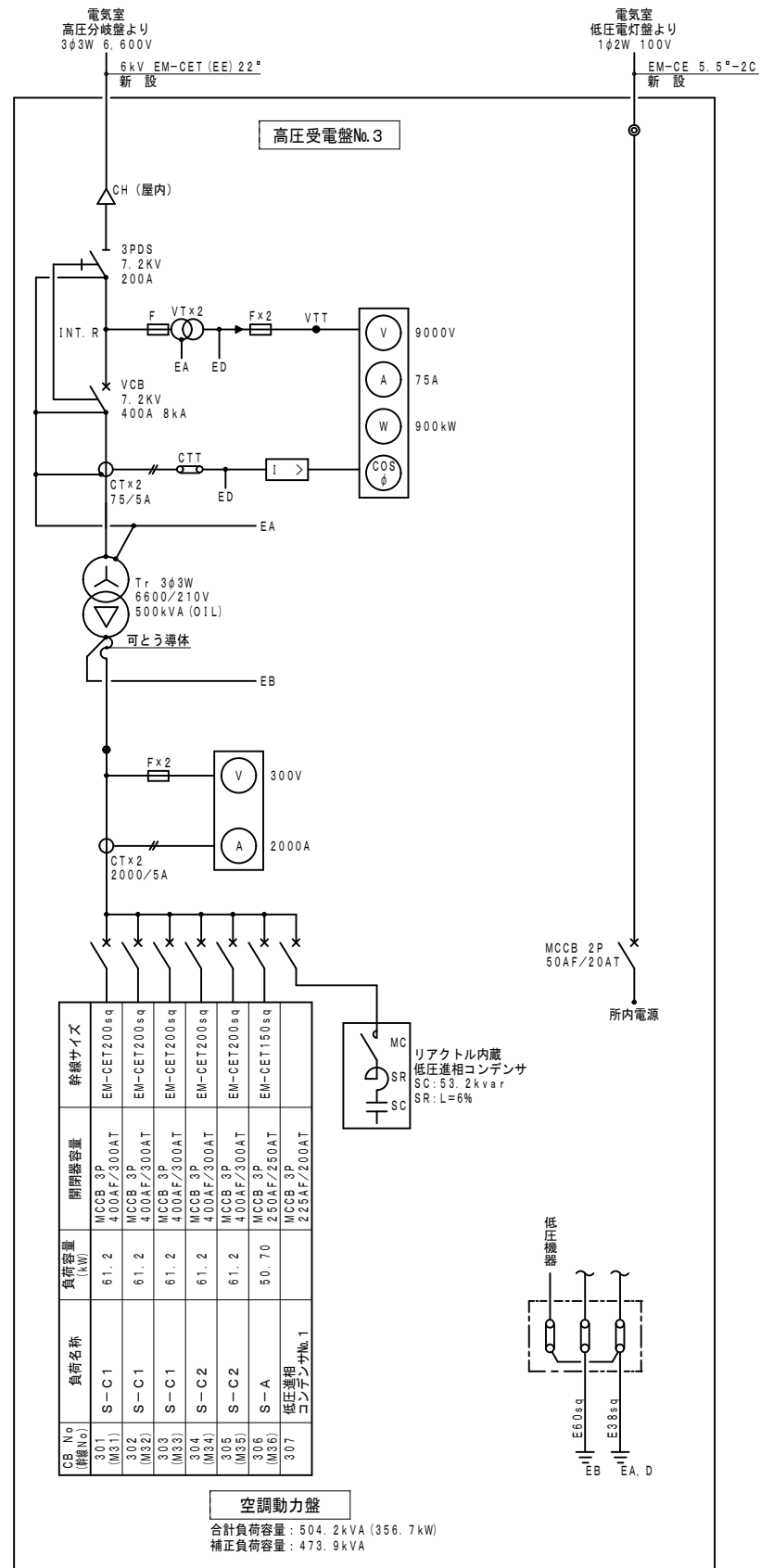
正面図

新設キュービクル立面図 S=1/ 60 (参考図)



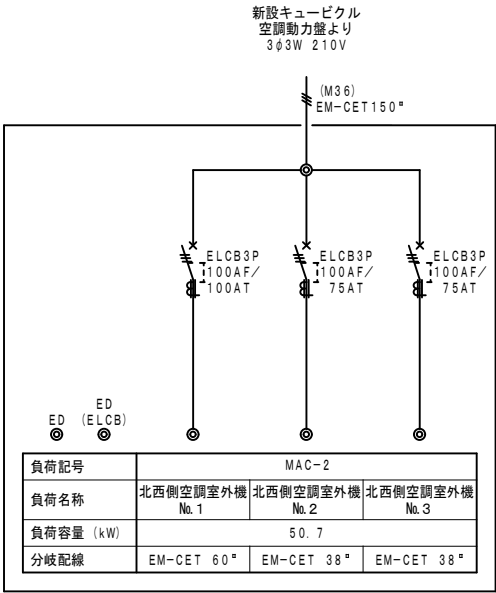
側面図

ネットフェンス姿図 S=1/ 60 (参考図)

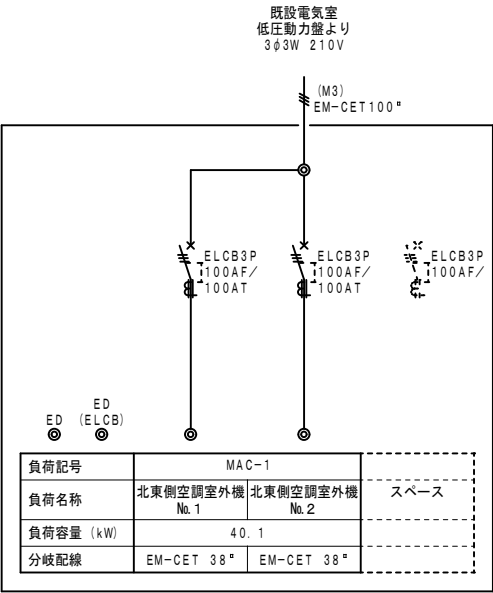


新設キュービクル 単線結線図
(屋外防水鋼板製 CB型)
(重耐塩塗装：2液形ポリウレタンエナメル塗り)

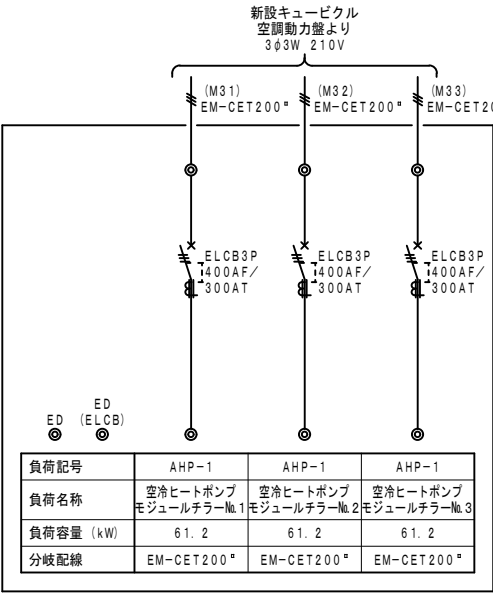
有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之図 与市	吉田文化体育センター空調和設備改修その他電気設備工事		
	受変電設備 新設屋外キュービクル 単線結線図、平面図・立面図 基礎・フェンス図 (参考図)	NO. SCALE	1 0
	鹿児島市建設局建築部設備課		



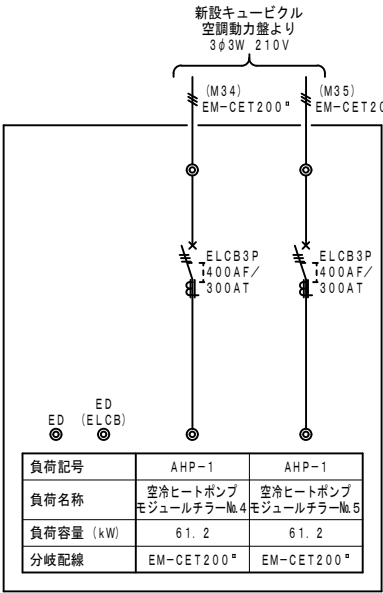
手元開閉器盤 S-A
屋外防水ステンレス製 壁掛型



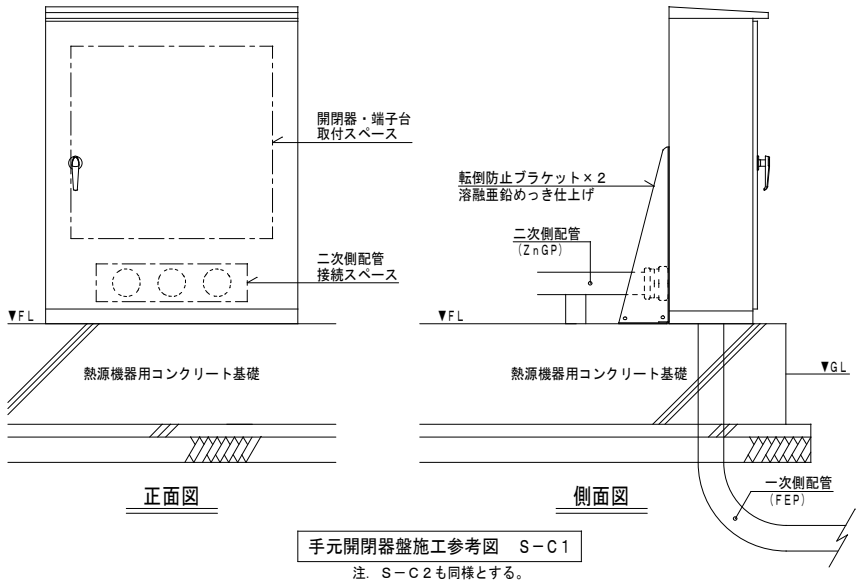
手元開閉器盤 S-B
屋外防水ステンレス製 壁掛型



手元開閉器盤 S-C1
屋外防水ステンレス製 自立型

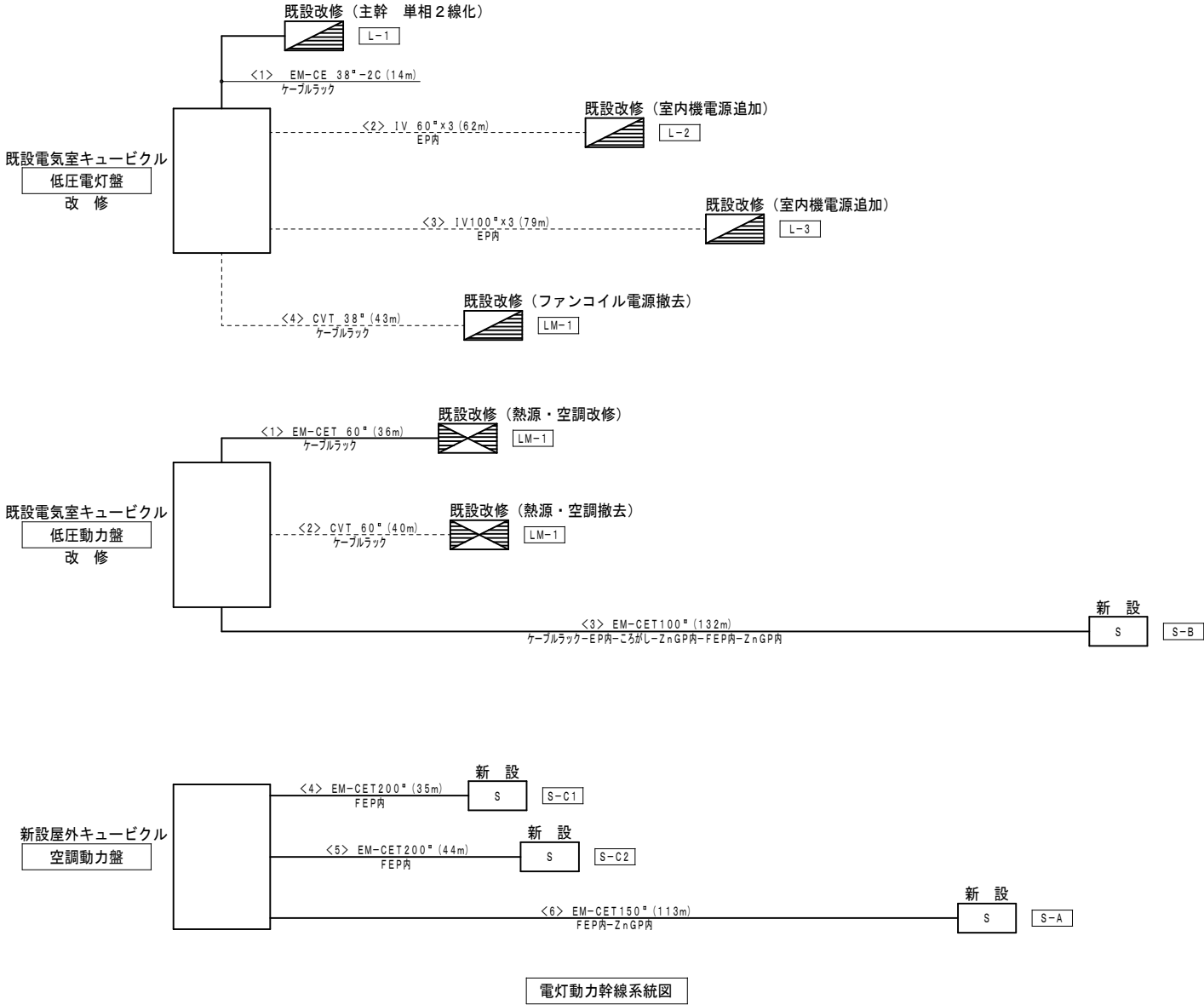


手元開閉器盤 S-C2
屋外防水ステンレス製 自立型



手元開閉器盤施工参考図 S-C1
注: S-C2も同様とする。

- [注 記]
- 新設する空調機器の電源送りについては、機械設備工事の選定する製造者の電気工事要領及び開閉器の仕様等を確認し、本設計図と相違がある場合は監督員と協議し、対応すること。
 - 開閉器の仕様については、インバーター回路用（高調波対応品）とすること。



幹線計算表

区 間		配線保護用遮断器定格電流 I B (A)	幹線No.	負荷名称	電気方式	こう長 L (m)		負荷容量 P (kVA)	需要率	1線当りの設計負荷電流 I (A)	電線又はケーブル			電圧降下			判 定	
											種 別	断面積 A (mm ²)	許容電流 i (A)	区 間 e b (V)	率 (%)	許容率 (%)	電圧 降下率	許容 電流
電灯幹線																		
1	低圧電灯盤 ～ 分電盤 L-1	150	(L4)	L-1	1φ2W 200V	14.0	27.42	1.0	137.1	EM-CE	38 ^a -2C	170.0	1.80	0.90	3.00	OK	OK	
1	低圧電灯盤 ～ 分電盤 L-1	150	(L5)	L-1	1φ2W 200V	14.0	25.05	1.0	125.3	EM-CE	38 ^a -2C	170.0	1.64	0.82	3.00	OK	OK	
2	低圧電灯盤 ～ 分電盤 L-2	150	(L7)	L-2	1φ3W 200/100V	62.0	27.56	0.7	96.5	1V×3	60 ^a	152.0	1.77	1.77	3.00	OK	OK	
3	低圧電灯盤 ～ 分電盤 L-3	150	(L3)	L-3	1φ3W 200/100V	79.0	37.66	0.7	131.8	1V×3	100 ^a	208.0	1.85	1.85	3.00	OK	OK	
4	低圧電灯盤 ～ 制御盤 LM-1	100	(L8)	LM-1	1φ3W 200/100V	43.0	4.53	1.0	22.7	CVT	38 ^a	165.0	0.46	0.46	3.00	OK	OK	
動力幹線																		
1	低圧動力盤 ～ 制御盤 LM-1	300	(M1)・(M2)	LM-1	3φ3W 200V	36.0	30.0	1.0	124.0	EM-CET	60 ^a	210.0	2.29	1.15	3.00	OK	OK	
2	低圧動力盤 ～ 制御盤 LM-1	125	(M4)	LM-1	3φ3W 200V	40.0	18.72	1.0	86.0	CVT	60 ^a	210.0	1.77	0.89	3.00	OK	OK	
3	低圧動力盤 ～ 手元盤 S-B	200	(M3)	S-B	3φ3W 200V	132.0	40.1	1.0	151.0	EM-CET	100 ^a	215.0	6.14	3.07	4.00	OK	OK	
4	空調動力盤 ～ 手元盤 S-C 1	300	(M31)～(M33)	S-C1	3φ3W 200V	35.0	61.2	1.0	223.4	EM-CET	200 ^a	340.0	1.20	0.60	3.00	OK	OK	
5	空調動力盤 ～ 手元盤 S-C 2	300	(M34)・(M35)	S-C2	3φ3W 200V	44.0	61.2	1.0	223.4	EM-CET	200 ^a	340.0	1.51	0.76	3.00	OK	OK	
6	空調動力盤 ～ 手元盤 S-A	250	(M36)	S-A	3φ3W 200V	113.0	50.7	1.0	191.0	EM-CET	150 ^a	275.0	4.43	2.22	3.00	OK	OK	

☆ 電力回路設計指針

1. 電圧降下計算式

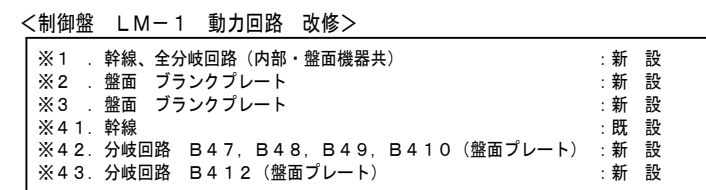
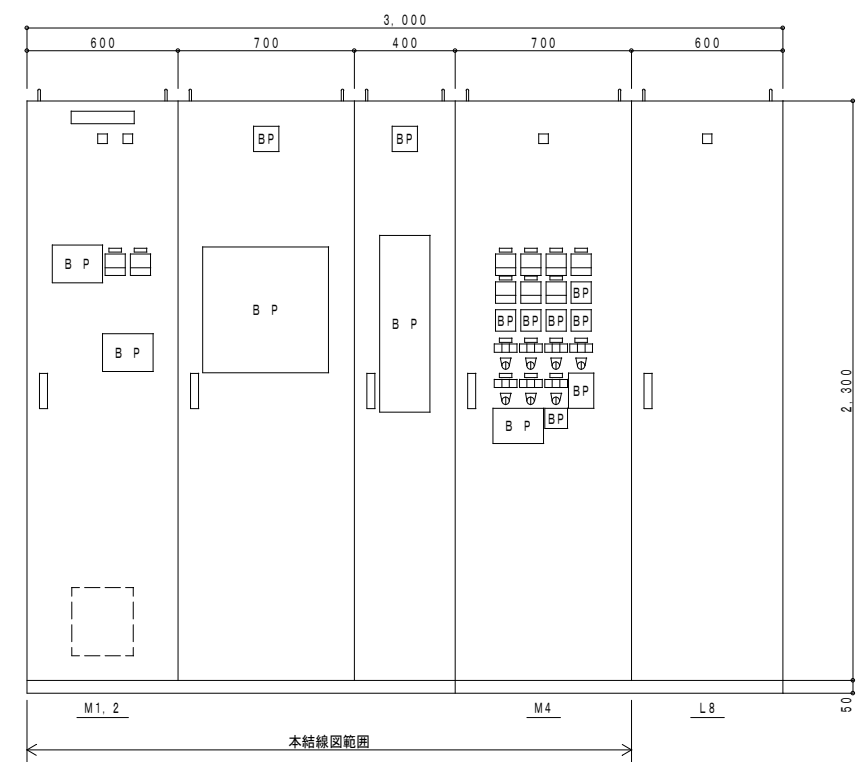
計算式	K		
	1φ2W	3φ3W	1φ3W
$e b = \frac{K \times I \times L}{1000 \times A}$	35.6	30.8	17.8

2. 許容電圧降下 : 単位 (%)

配線こう長	幹 線	分 岐	合 計
60mまで	3	2	5
60mを超え120m以下	3	2	5
120mを超え200m以下	4	2	6
200m超過	5	2	7

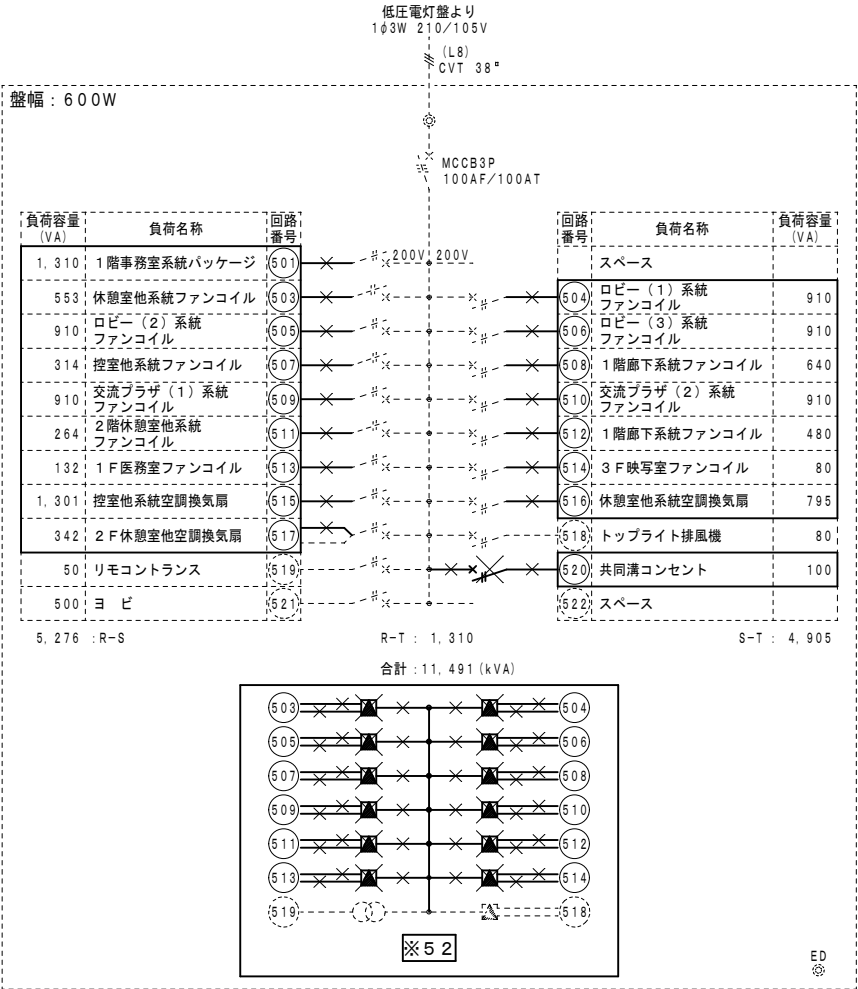
有限会社 アムーン
一級建築士 第64440号
前之園 与市

吉田文化体育センター空調と設備改修その他電気設備工事
動力設備 新設手元開閉器盤
結線図、施工参考図
幹線系統図、幹線計算表
NO. SCALE 11
全32
鹿児島市建設局建築部設備課



改修後

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調設備改修その他電気設備工事		
	電灯動力設備 制御盤 LM-1 動力回路結線図 正面図（改修後）	A3:1/30	12
	鹿児島市建設局建築設備課		全32



※51 電灯分岐配線表

回路 番号	配 線	工事内容	回路 番号	配 線	工事内容
501	1V 14"×2	配線撤去	504	1V 14"×2	配線撤去
503	1V 14"×2	"	506	1V 14"×2	"
505	1V 22"×2	"	508	1V 14"×2	"
507	1V 14"×2	"	510	1V 14"×2	"
509	1V 14"×2	"	512	1V 8"×2	"
511	1V 8"×2	"	514	1V5.5"×2	"
513	1V5.5"×2	"	516	1V 14"×2	"
515	1V 14"×2	"	518	CV 8"×2C	既設のまま
517	1V5.5"×2 CV3.5"×2C	既設のまま	520	CV3.5"×3C (1C:E)	配線撤去

<制御盤 LM-1 電灯回路 改修>

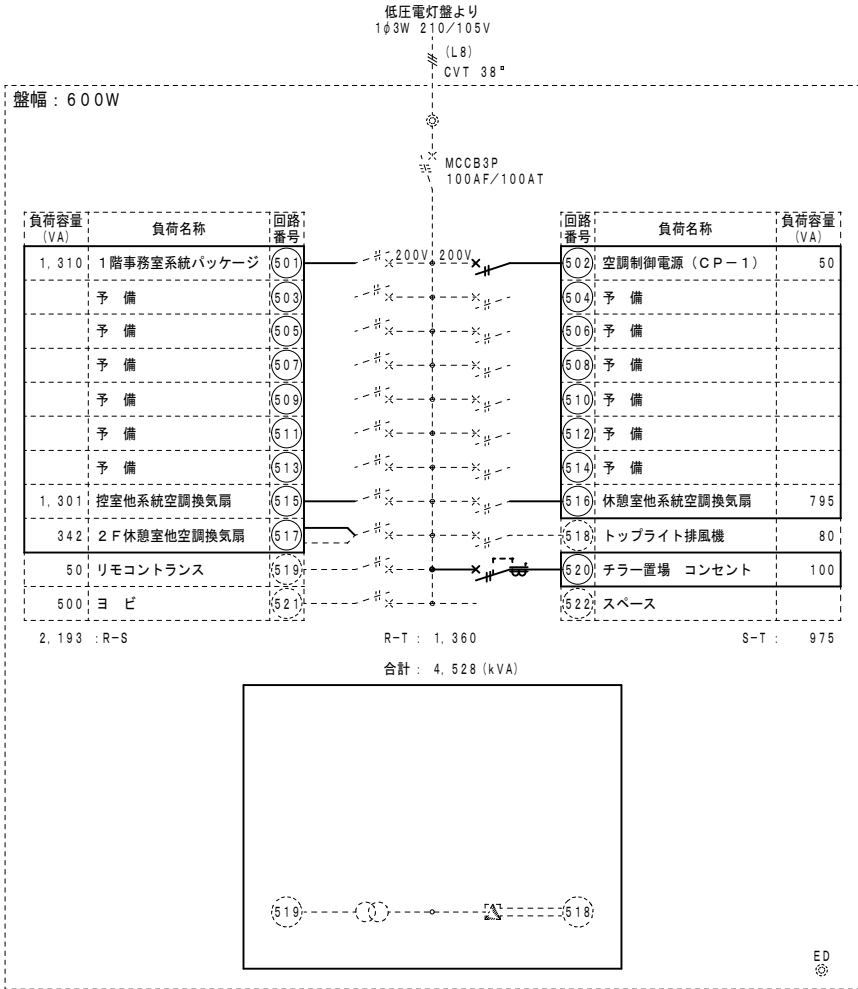
※51. 電灯分岐配線	: 撤 去
※52. 電灯制御回路	: 撤 去
※53. 電灯回路改修 520番回路	
MCCB2P1E 50AF/20AT×1	: 撤 去
同上分岐銅バー	: 撤 去

制御盤 LM-1
屋内鋼板製 自立型 (5面体)
3000W×(2300+50)H×400D

<注 記>

・アリーナ床下配線の撤去は、ファンコイル配線と個別空調機並びに空調換気扇の配線が同一配管に入線されている経路がある為、空調機空調換気扇の配線も各所天井内プルボックスまで撤去とする。

改 修 前



※51 電灯分岐配線表

回路 番号	配 線	工事内容	回路 番号	配 線	工事内容
501	EM-1E"14 x2	新 設	502	EM-CE3.5"-3C (1C:E)	新 設
503	予 備	—	504	予 備	—
505	予 備	—	506	予 備	—
507	予 備	—	508	予 備	—
509	予 備	—	510	予 備	—
511	予 備	—	512	予 備	—
513	予 備	—	514	予 備	—
515	EM-1E 14"×2	新 設	516	EM-1E"14 x2	新 設
517	EM-1E5.5"×2 CV3.5"×2C	新 設 既 設	518	CV 8"×2C	既 設
			520	EM-CE3.5"-3C (1C:E)	新 設

<制御盤 LM-1 電灯回路 改修>

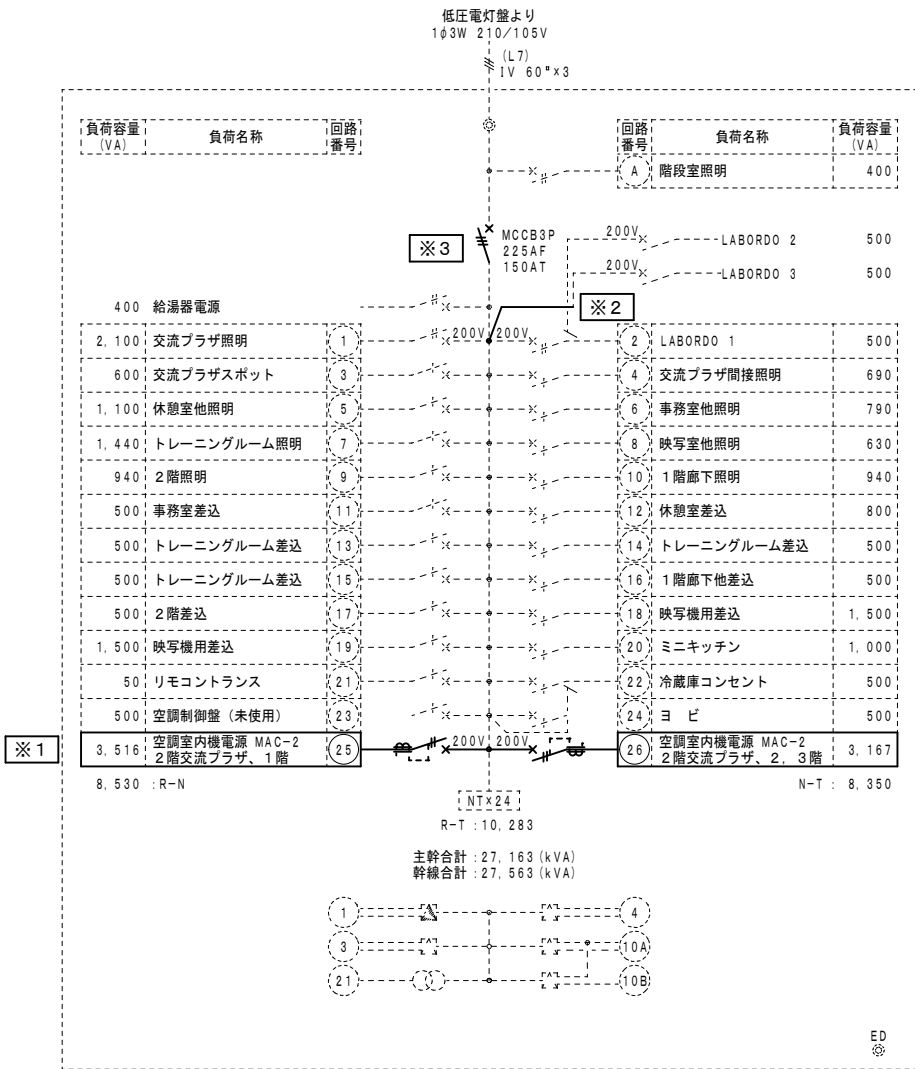
※51. 電灯分岐配線	: 新 設
※53. 電灯分岐回路改修 520番回路	
ELCB2P1E 50AF/20AT (1Pタイプ) x1	: 新 設
同上一次配線 (電線) 新設共	
※54. 電灯分岐回路改修 502番回路	
MCCB2P2E 50AF/20AT) x1	: 新 設

制御盤 LM-1
屋内鋼板製 自立型 (5面体)
3000W×(2300+50)H×400D

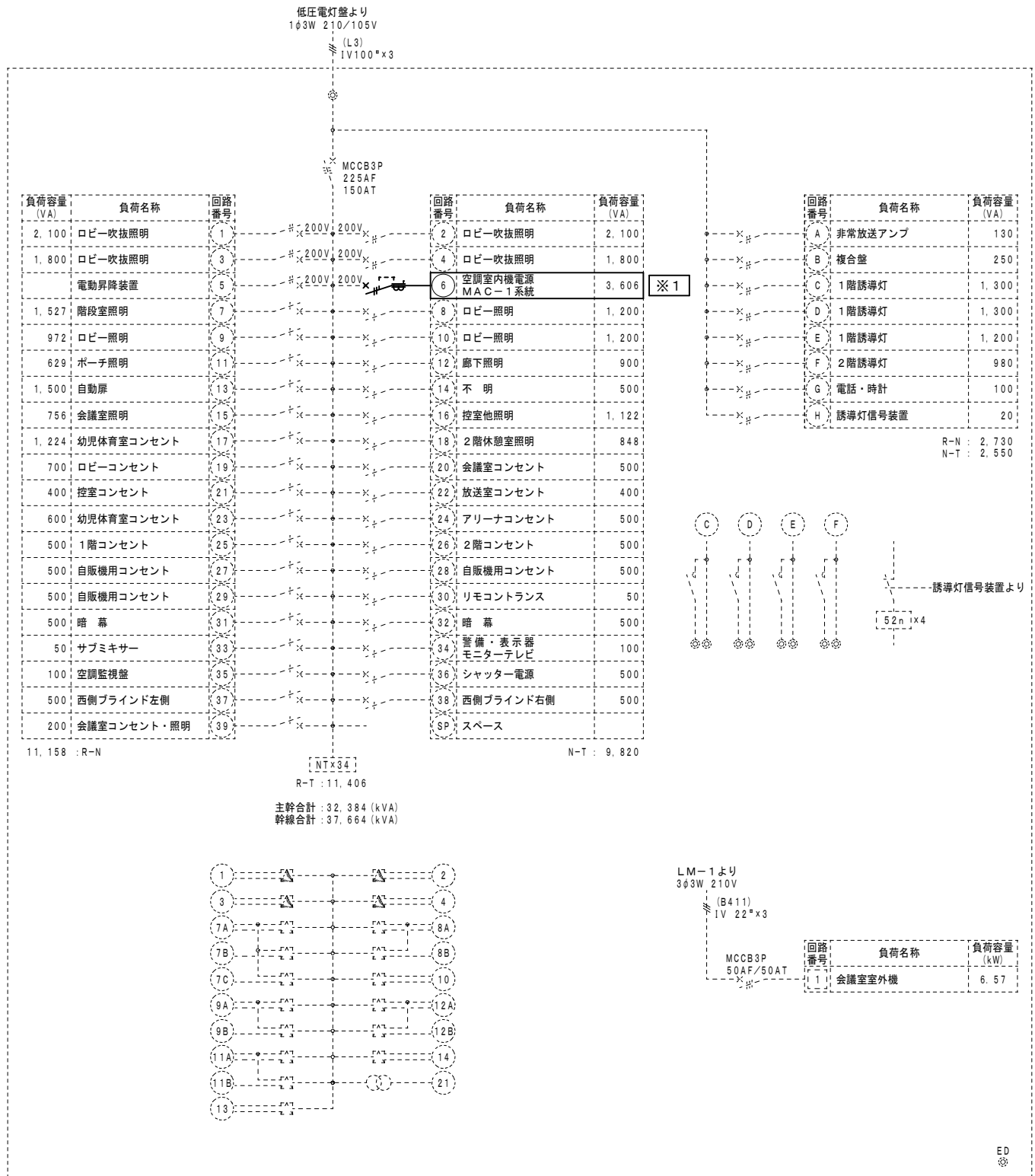
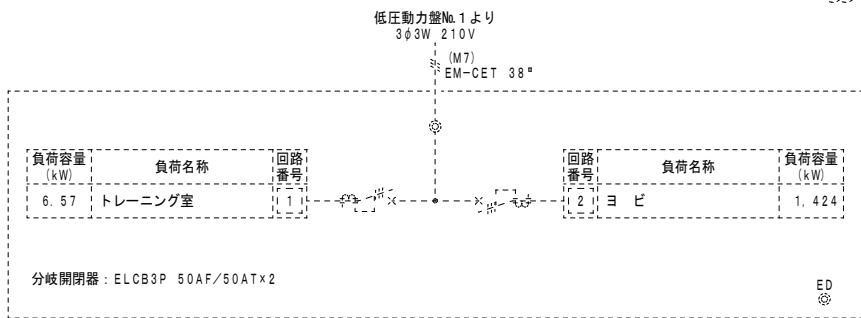
盤内凡例		
-----X-----	:MCCB2P1E 50AF/20AT	— 既 設
-----X-----	:MCCB2P2E 50AF/20AT	— 新 設
-----X-----	:MCCB2P2E 50AF/20AT	— 既 設
-----X-----	:ELCB2P1E 50AF/20AT	— 新 設
-----X-----	:リモコンリレー 20A 両切	— 既 設
-----X-----	:リモコンリレー 20A 両切	— 既 設
-----X-----	:リモコンランス AC100/24V	— 既 設

改 修 後

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調和設備改修その他電気設備工事		
	電灯動力設備 制御盤 LM-1 電灯回路結線図 (改修前・改修後)	NO. SCALE	13
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32



分電盤 L-2 改修			
※1	分岐回路改修 25、26番回路 (予備)	ELCB2P2E 50AF/20AT (1Pタイプ) x2	新設
※2	分岐回路改修 200V LABORDO 3	一次配線接続替え	新設
※3	主幹開閉器改修	MCCB3P3E 225AF/150AT	新設



分電盤 L-3 改修			
※1	分岐回路改修 200V 6番回路	ELCB2P2E 50AF/20ATx1	新設

改修後

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調和設備改修その他電気設備工事		
	電灯設備 分電盤 L-2、 L-3、電源用開閉器盤 S-1 結線図 (改修後)	NO. SCALE	15
	鹿児島市建設局建築部設備課		

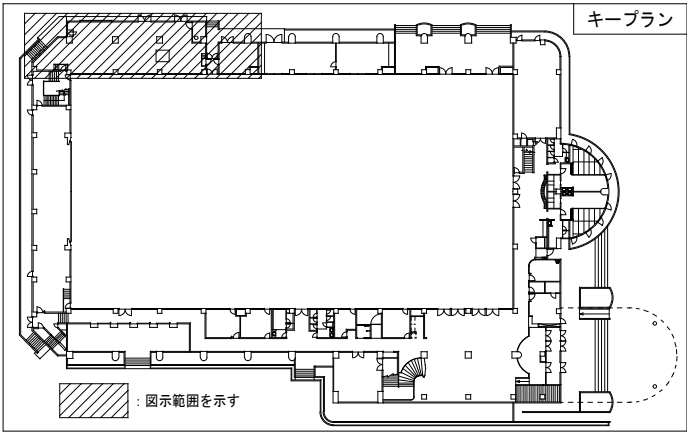
幹線配線表 電気室～L-1, LM-1				
記 号	名称 (幹線No.)	配 線	配 管	改修内容
①	L-1 (L4)	EM-CE 38"-2C	ケーブルラック	配線新設
	L-1 (L5)	EM-CE 38"-2C	"	"
	L-1 (L2)	CVT 60"	"	既 設
②	接地母線 EA (M周)	1V 38"×1	"	"
	LM-1 (M1)	EM-CET 60"	ケーブルラック	配線新設
	LM-1 (M2)	EM-CET 60"	"	"
	LM-1 (M4)	CVT 60"	"	既 設
	LM-1 (L8)	CVT 38"	"	"
③	接地母線 EA (M周)	1V 38"×1	"	"
	接地母線 EA (L周)	1V 14"×1	"	"
	S-B (M3)	EM-CET100"	"	配線新設
④	キューピクル (L14)	EM-CE5, 5"-2C	"	"
	S-B (M3)	EM-CET100", E14"	(EP63)	新 設
①	発電機商用電源	EM-CET 38", E22"	(FEP50) ※1	既 設
	消火ポンプ	EM-FP-CT 22"	(FEP40) ※2	"
	予 備	—	(FEP50) ※1	"

※1 露出立ち上がり部はSGP80にて保護
※2 露出立ち上がり部はSGP65にて保護

分岐配線表 LM-1～ケーブルラック配線～各機器				
機器名	配 線	配 管	接続材	改修内容
AHU-1-1, 2	EM-1E 60"×3, E22"	(EP51)	(F2WP50)	新 設
EF-11	CV3, 5"-3C, E5, 5"	(EP25)	(F2WP24)	既 設
SF-1	CV 2"-3C, E8"	(EP25)	(F2WP24)	"

ブルボックス表			
記 号	外 形	材 質	改修内容
⊠B	300×300×200D	鋼板製	新 設
⊠BW	300×300×200D	SUSWP	"
⊠B	300×300×200D	鋼板製	既 設
⊠D	400×400×300D	"	"
⊠DW	400×400×300D	SUSWP	"
⊠E	500×500×500D	鋼板製	新 設

機械設備機器表			
AHU _n	空調調和機 (インバータ内蔵)	30.0kW/台	— 新 設
EF ₁₁	1階機械室系統 排気ファン	1.5kW	— 既 設
SF ₁	1階機械室系統 給気ファン	2.2kW	— 既 設
PFU	消火栓ポンプユニット	15.0kW	— 既 設



LM-1 上部配線表 注: 未使用となる既設配管への予備線新設は、こう長も2m程度で垂直配管の為、不要とする。

盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
M1, 2	幹線	M1	EM-CET 60"	《EP75》	配線新設
IBM3	幹線	M2	EM-CET 60"	《EP51》	"
	分岐	AHU-1-1	EM-CET 60"	《EP51》	配線新設
	接地	ED	EM-1E 22"×1	"	"
	分岐	AHU-1-2	EM-CET 60"	《EP51》	"
	未使用			(EP51)	既設配管
	未使用			(EP51)	"

盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
IBM2	未使用			(EP75)	既設配管
	未使用			(EP51)	"
	未使用			(EP51)	"
	未使用			(EP51)	"
	未使用			(EP51)	"
	未使用			(EP63)	"
	未使用			(EP39)	"

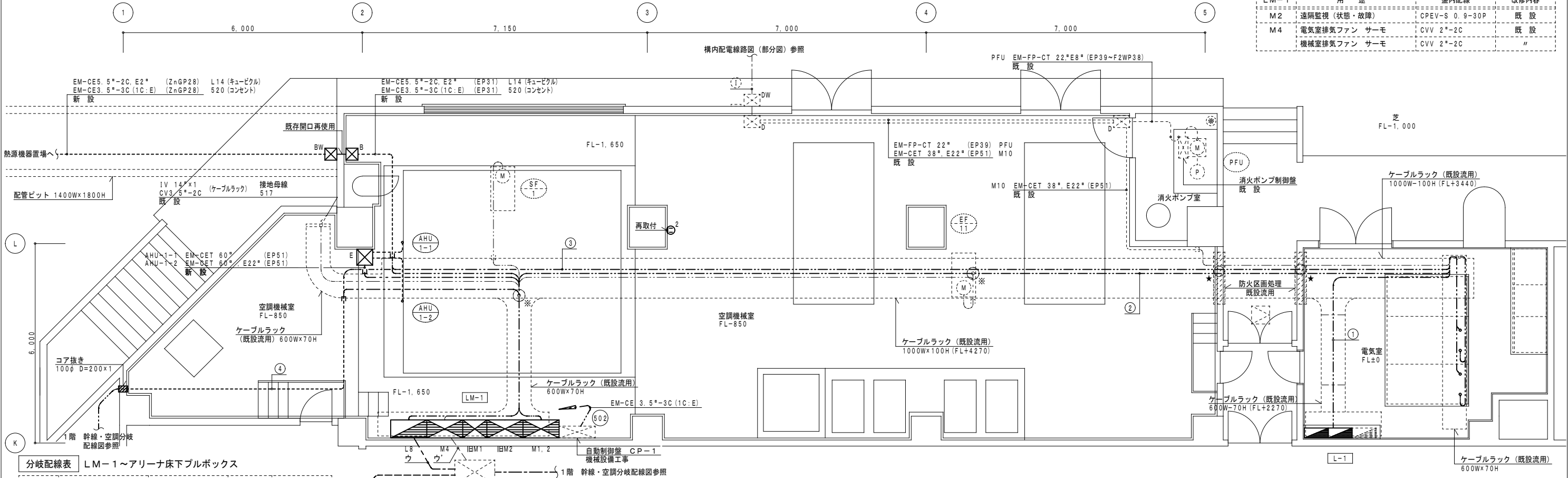
盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
IBM1	未使用			(EP51)	既設配管
	未使用			(EP51)	"
	未使用			(EP51)	"
	未使用			(EP51)	"

盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
M4	接地	動力用	1V 38"×1	(EP75)	既 設
	幹線	M4	CVT 60"	(EP63)	既 設
	分岐	EF-10	CV3.5"×4C		既 設
	分岐	EF-11	CV3.5"×3C	(EP51)	〃
	分岐	SF-1	CV 2"×3C		〃
	未使用			(EP51)	既設配管
	未使用			(EP39)	〃

盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
L8	幹線	L8	CVT 38"	"	既 設
	接地 電灯用	1V 14"×1	(EP51)	"	"
	接地 2階送り	1V 14"×1	"	"	"
	分岐	517	CV3, 5"-2C	"	"
	分岐	518	CV 8"-2C	(EP39)	"
	分岐	520	EM-CE3, 5"-3C	"	配線新設

制御配線表 CP-1～LM-1間

LM-1	用 途	盤内配線	改修内容
M2	遠隔監視 (状態・故障)	CPEV-S 0.9-30P	既 設
M4	電気室排気ファン サーモ	CVV 2"-2C	既 設
	機械室排気ファン サーモ	CVV 2"-2C	"



分岐配線表 LM-1～アリーナ床下ブルボックス

記 号	名 称	配 線	配 管	改修内容
ウ	501, 515, 516	EM-1E 14"×6	《GP54》	配線新設
	517	EM-1E5, 5"×2	"	"
	予 備	導入線1.2mm	《GP54》	配線新設
ウ'	B41A, B41B	1V 14"×6	(GP36)	既 設
	B411	1V 22"×3	"	"
	B45, 46	1V5, 5"×6	(GP42)	"

幹線・分岐配線図 S=1/100 (空調機械室・電気室)

注1. 図中配管表記の《 》表記は、既設配管を示す。
注2. ※印表記ケーブルラック上にて、接地母線より機器接地線の分岐位置を示す。
注3. ★印表記は既設防火区画処理の復旧を示す。

改 修 後

有限会社 アムーン
一級建築士 第64440号
前之園 与市

吉田文化体育センター空調調和設備改修その他電気設備工事

電灯動力設備 幹線・分岐配線図 (改修後)

鹿児島市建設局建築部設備課

全32

幹線配線表	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	32
33	34
35	36
37	38
39	40
41	42
43	44
45	46
47	48
49	50
51	52
53	54
55	56
57	58
59	60
61	62
63	64
65	66
67	68
69	70
71	72
73	74
75	76
77	78
79	80
81	82
83	84
85	86
87	88
89	90
91	92
93	94
95	96
97	98
99	100

記 号	名 称	配 線	配 管	改修内容
(M)	空調動力 S-C1	EM-CET200 ⁺ , E22 ⁺	(FEP100)	新 設
	空調動力 S-C1	EM-CET200 ⁺	(FEP100)	〃
	空調動力 S-C1	EM-CET200 ⁺	(FEP100)	〃
	空調動力 S-C2	EM-CET200 ⁺ , E22 ⁺	(FEP100)	〃
	空調動力 S-C2	EM-CET200 ⁺	(FEP100)	〃
	予 備	—	(FEP80)	〃
(m)	キュービクル L14	EM-CE5.5 ⁺ -2C	(FEP30)	新 設

分岐配線表 S-C 1, C 2 ~ AHP-1

機器名	配 線	配 管	接続材	改修内容
AHP-1	EM-CET200 [□] , E22 [□]	(ZnGP92)	(F2WP83)	新設 (5系統)

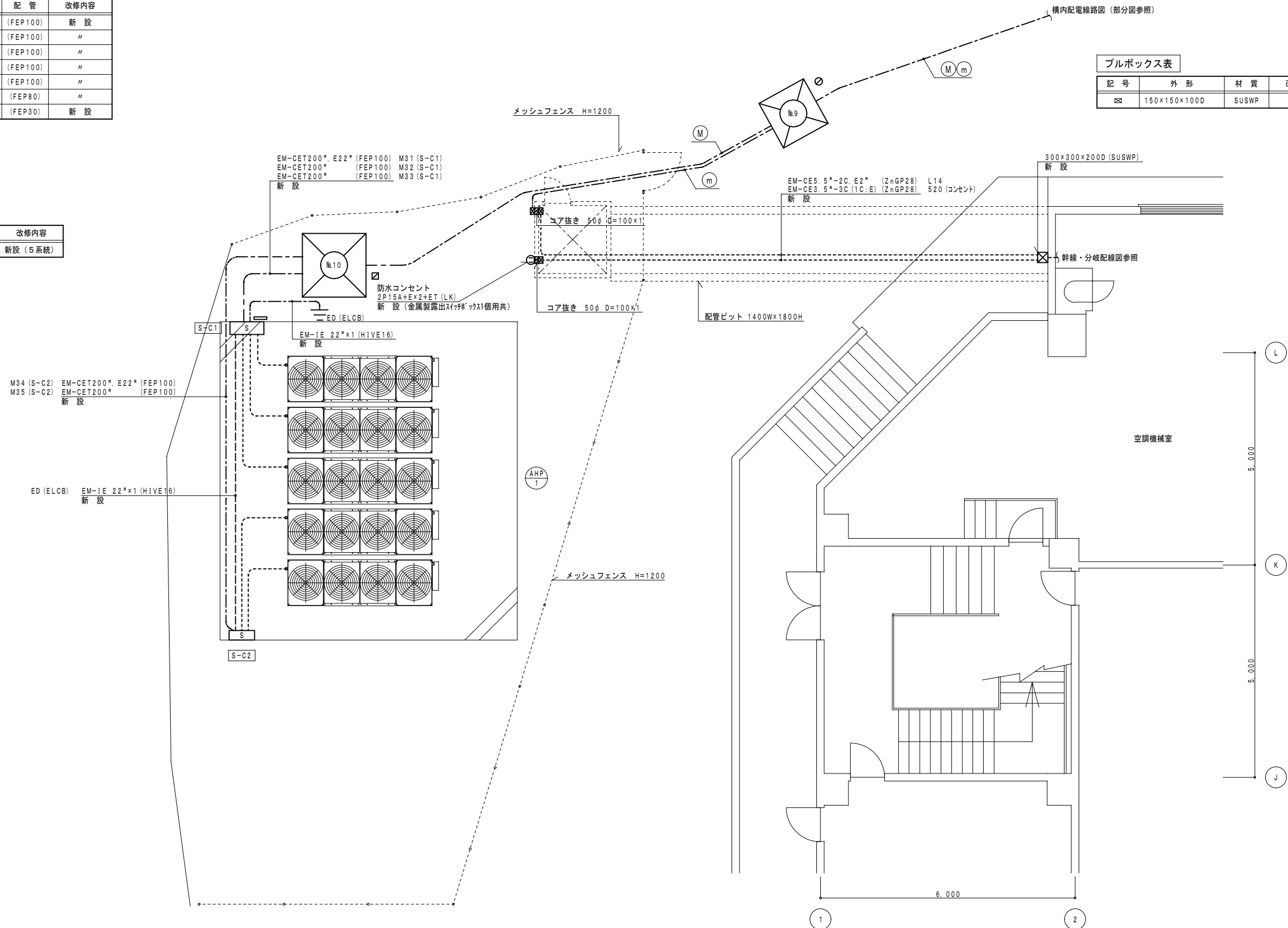
機械設備機器表

 : 空冷ヒートポンプモジュールチラー 55.7 kW/台
搭載ポンプ 5.5 kW/台

ED (ELCB)	EM-IE 22 nd x 1 (HIVE16)
	新 設

プルボックス表

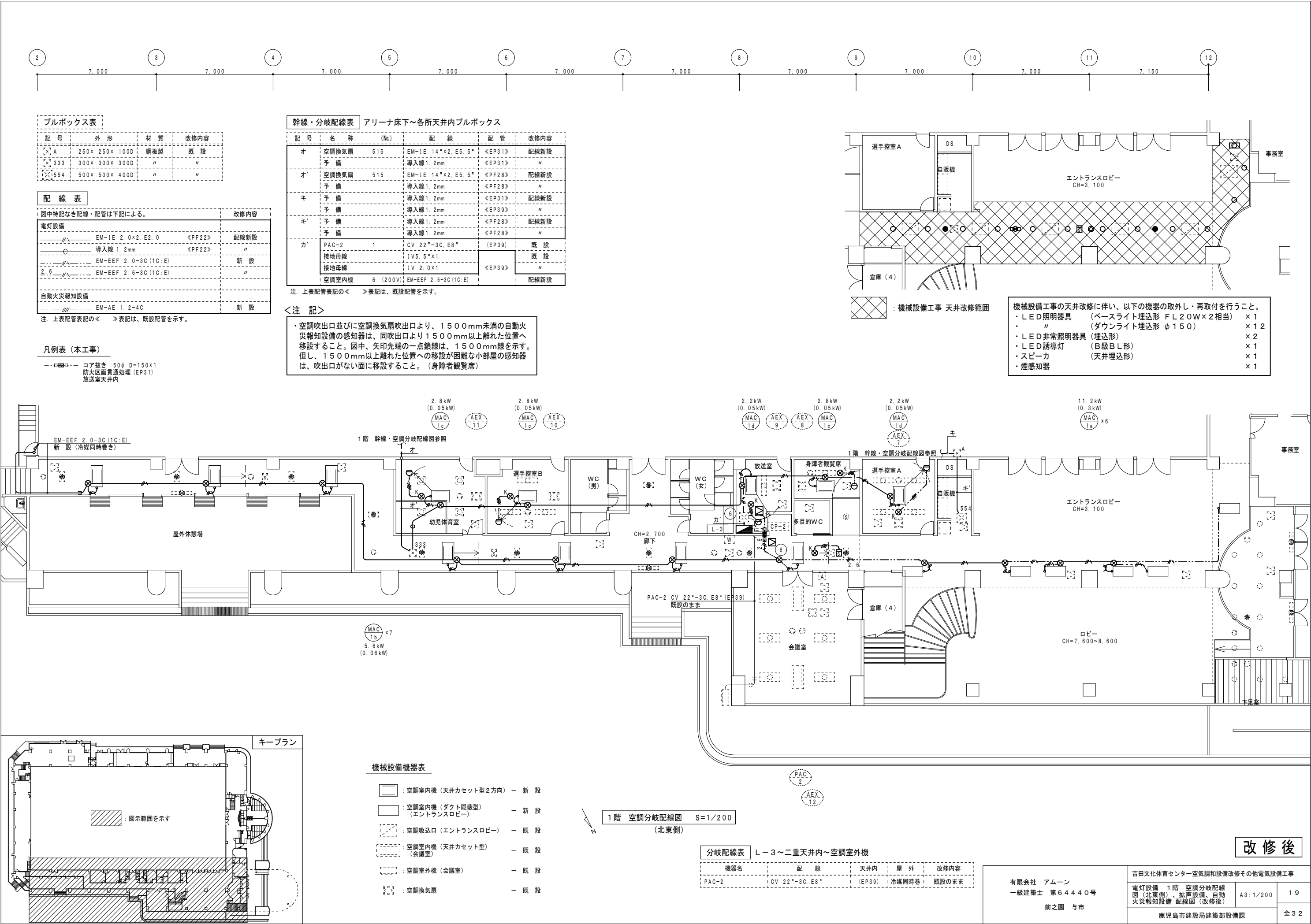
記 号	外 形	材 質	改修内容
☒	150×150×100D	SUSWP	新 設

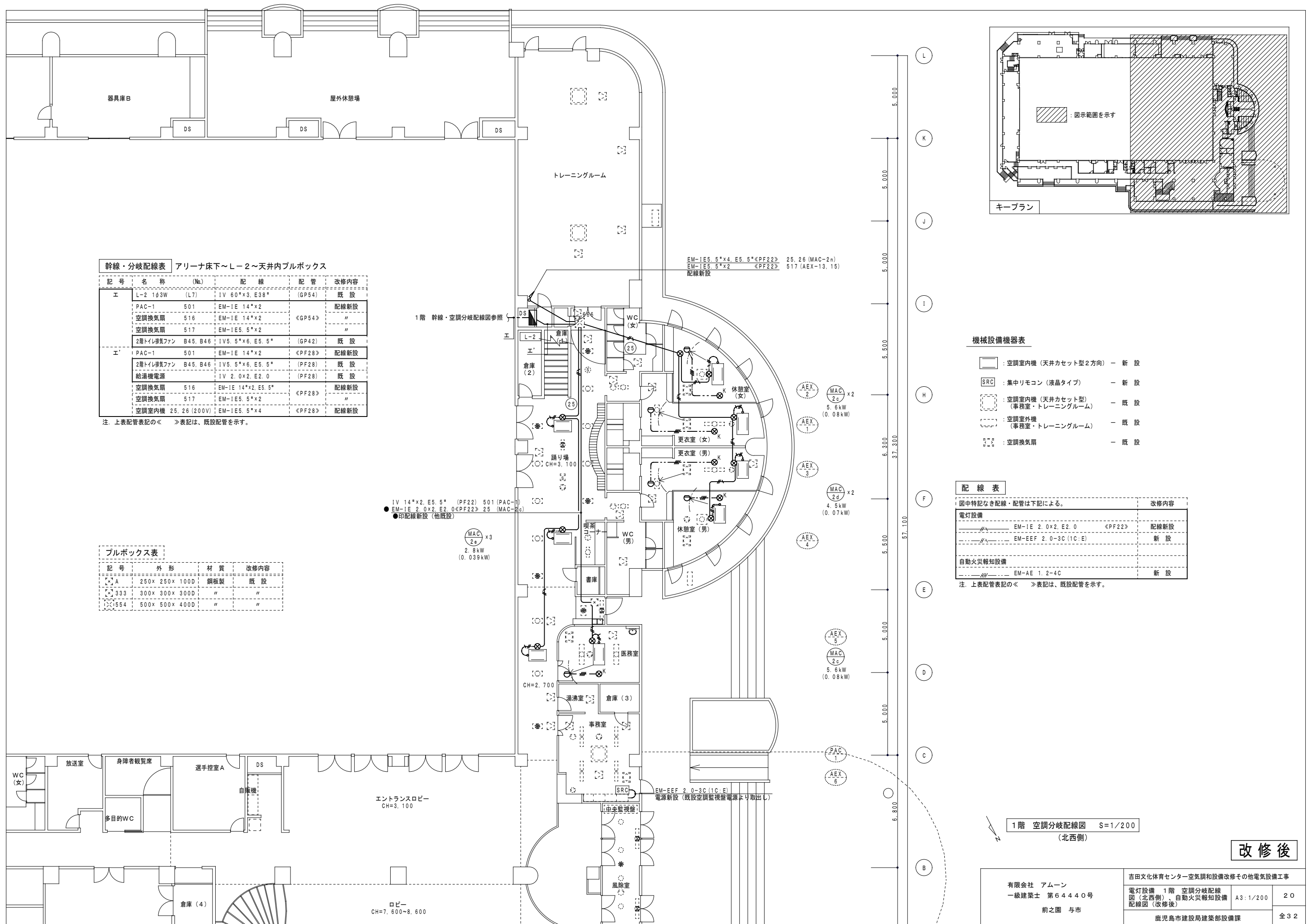


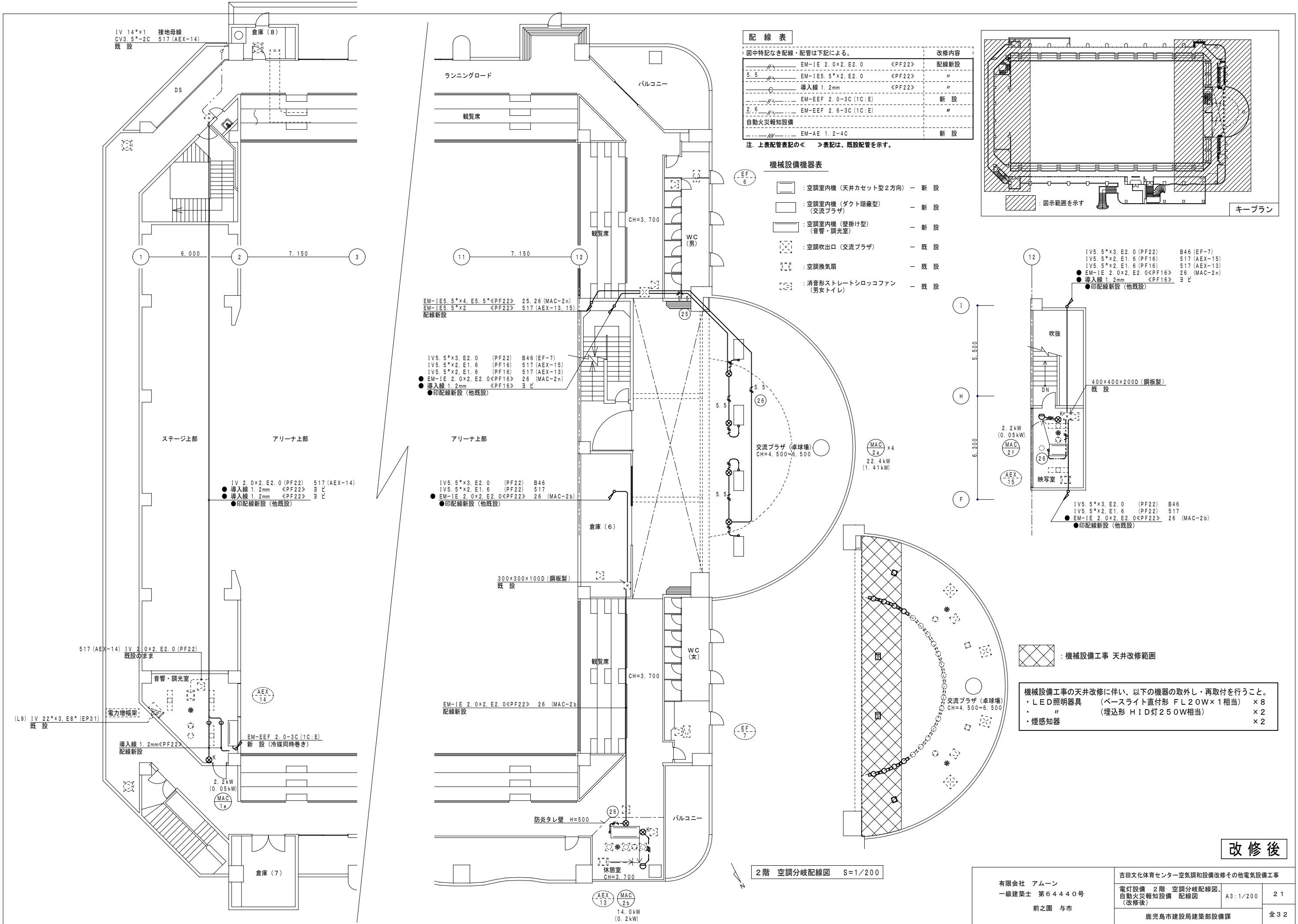
幹線・分岐配線図 S=1/100
(熱源機器置場)

改修後

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調設備改修その他電気設備工事		
	電灯動力設備 熱源機器置場 幹線・分岐配線図（改修後）	A3:1/100	17
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32





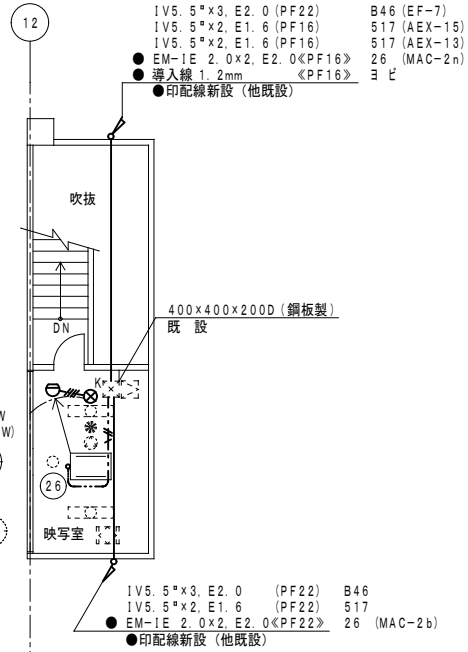


配線表		
図中特記なき配線・配管は下記による。		
EM-1E 2.0×2.0 E2.0	《PF22》	配線新設
5.5	EM-1E5.5×2.0 E2.0	《PF22》
	導入線 1.2mm	《PF22》
2.6	EM-EEF 2.0-3C (1C:E)	新設
	EM-EEF 2.6-3C (1C:E)	《PF22》
	自動火災報知設備	
	EM-AE 1.2-4C	新設

注 上表配管表記の《 》表記は、既設配管を示す。

機械設備機器表

- 空調室内機 (天井カセット型2方向) 新設
- 空調室内機 (ダクト隠蔽型) (交流プラザ) 新設
- 空調室内機 (壁掛け型) (音響・調光室) 新設
- 空調吹出口 (交流プラザ) 既設
- 空調換気扇 既設
- 消音形ストレーンシロッコファン (男女トイレ) 既設



機械設備工事 天井改修範囲

機械設備工事の天井改修に伴い、以下の機器の取外し・再取付を行うこと。
・LED照明器具 (ベースライト直付形 FL 20W×1相当) ×8
・" (埋込形 HID灯 250W相当) ×2
・煙感知器 ×2

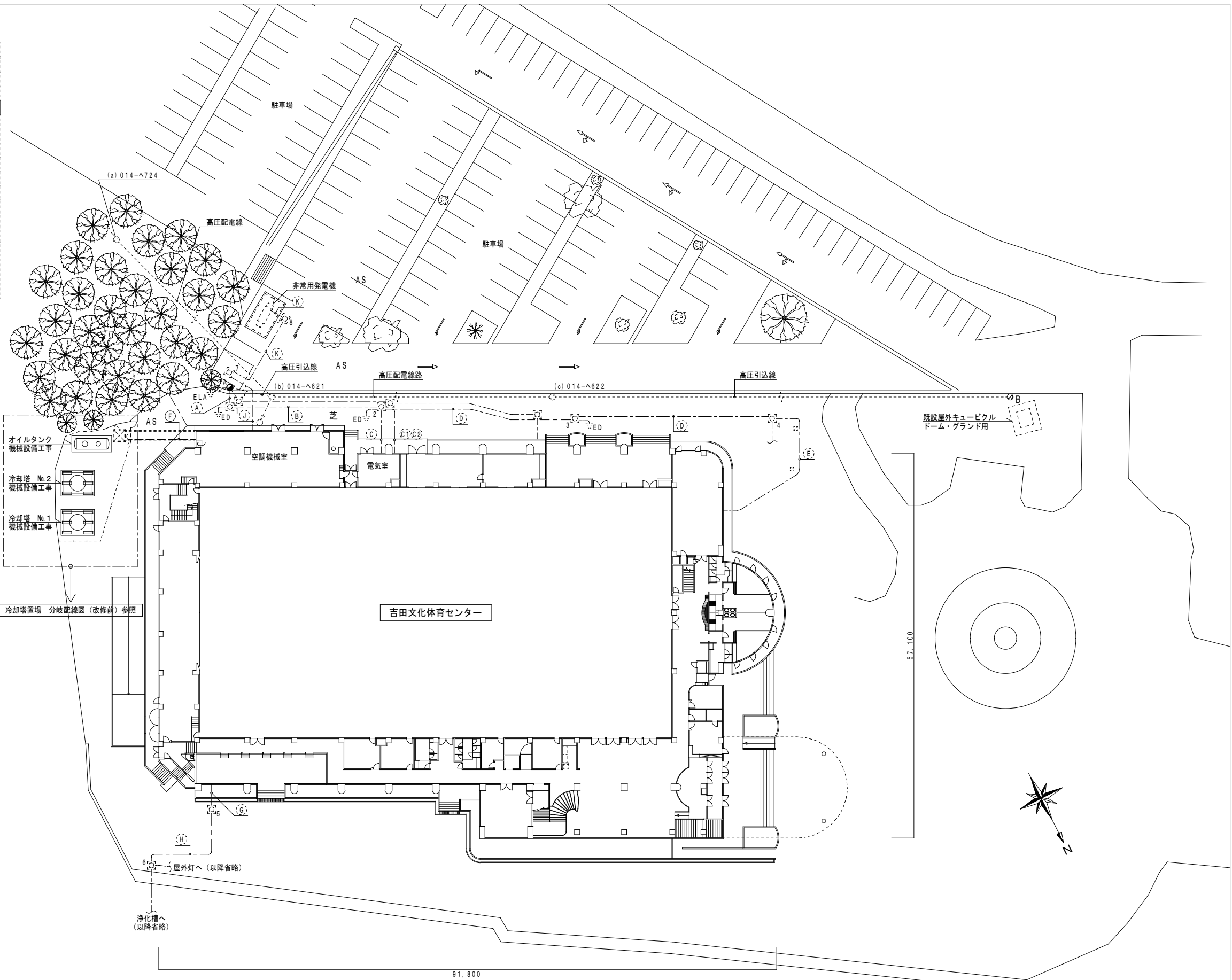
改修後

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市		吉田文化体育センター空調和設備改修その他電気設備工事 電灯設備 2階 空調分岐配線図、 自動火災報知設備 配線図 (改修後)	
		A3:1/200	21
		鹿児島市建設局建築部設備課	
		全32	

凡 例 表				
記 号	名 称	仕 様	改修内容	
⊙a	高 圧 配 電 柱	コンクリート柱 13m-19cm- 7.0kN	—	—
⊙b	〃	〃 15m-19cm- 7.0kN+継柱	—	—
⊙c	〃	〃 15m-22cm-15.0kN+継柱	—	—
⊙A	構 内 引 込 柱	〃 12m-19cm- 5.0kN	PAS撤去	
⊙B	〃	〃	既 設	
○	支 線 柱	鋼管柱	〃	
—	支 線		〃	
⊙n	ハ ン ド ホ ール	電力用	別表参照	〃
⊙	〃	通信用	〃	〃
⊙	埋 設 標 柱	コンクリート製	〃	〃
ELH	接 地 極	A種（高圧避雷器）	〃	〃
—A	〃	A 種	〃	〃
—B	〃	B 種	〃	〃
—D	〃	D 種	〃	〃
—	配 線 ・ 配 管	床打込又はいんべい配管（地下ビット内配管）	〃	〃
—	〃	地中埋設配管	別表又は傍記参照	
—	〃	架空配線		

幹線配線表				
記 号	名 称	配 線	配 管	改修内容
Ⓐ	高圧引込	6kV EM-CET 38"	(FEP80)	既設のまま
Ⓑ	高圧引込	6kV EM-CET 38"	(FEP80)	既設のまま
○	予 備	—	(FEP80)	〃
○	予 備	—	(FEP50)	〃
Ⓒ	空調動力	EM-CET 38"	(GP82)	既設のまま
○	予 備	—	(GP82)	〃
○	予 備	—	(GP82)	〃
○	屋外灯	CV5. 5"-2C	(GP28)	〃
Ⓒ1	高圧引込	6kV EM-CET 38"	(FEP80)	既設のまま
○	予 備	—	(FEP80)	〃
Ⓒ2	予 備	—	(GP82)	〃
○	予 備	—	(GP42)	〃
Ⓓ	空調動力	EM-CET 38"	(FEP100)	既設のまま
○	予 備	—	(FEP100)	〃
○	予 備	—	(FEP100)	〃
○	屋外灯	CV5. 5"-2C	(FEP30)	〃
Ⓔ	空調動力	EM-CET 38"	(FEP50)	既設のまま
Ⓕ	冷却塔 No.1	CV 22"-3C, E5. 5"	(VE54)	撤 去
○	オイルギアポンプ No.2	CV3. 5"-3C		〃
○	冷却塔 No.2	CV 22"-3C, E5. 5"		撤 去
○	オイルギアポンプ No.1	CV3. 5"-3C, E5. 5"	(VE54)	〃
○	共同溝コンセント	CV3. 5"-3C (1C:E)		〃
Ⓖ	浄化槽 動力幹線	CV 38"-3C	(GP42)	既設のまま
○	浄化槽 一括警報	CVV 2"-2C, E5. 5"	(GP22)	〃
○	屋外灯	CV 22"-2C, E5. 5"	(GP36)	〃
○	予 備	—	(GP36)	〃
Ⓗ	浄化槽 動力幹線	CV 38"-3C	(FEP50)	既設のまま
○	浄化槽 一括警報	CVV 2"-2C, E5. 5"	(FEP30)	〃
○	屋外灯	CV 22"-2C, E5. 5"	(FEP50)	〃
○	予 備	—	(FEP30)	〃
Ⓙ	発電機商用電源	EM-CET 38", E22"	(ZnGP54)	既設のまま
○	消火ポンプ	EM-FP-C 22"-3C	(ZnGP54)	〃
○	予 備	—	(ZnGP54)	〃
Ⓚ	発電機商用電源	EM-CET 38", E22"	(FEP65)	既設のまま
○	消火ポンプ	EM-FP-C 22"-3C	(FEP65)	〃
○	予 備	—	(FEP65)	〃
Ⓚ	発電機商用電源	EM-CET 38", E22"	(FEP65)	既設のまま
○	消火ポンプ	EM-FP-C 22"-3C	(FEP65)	〃
○	予 備	—	(FEP50)	〃

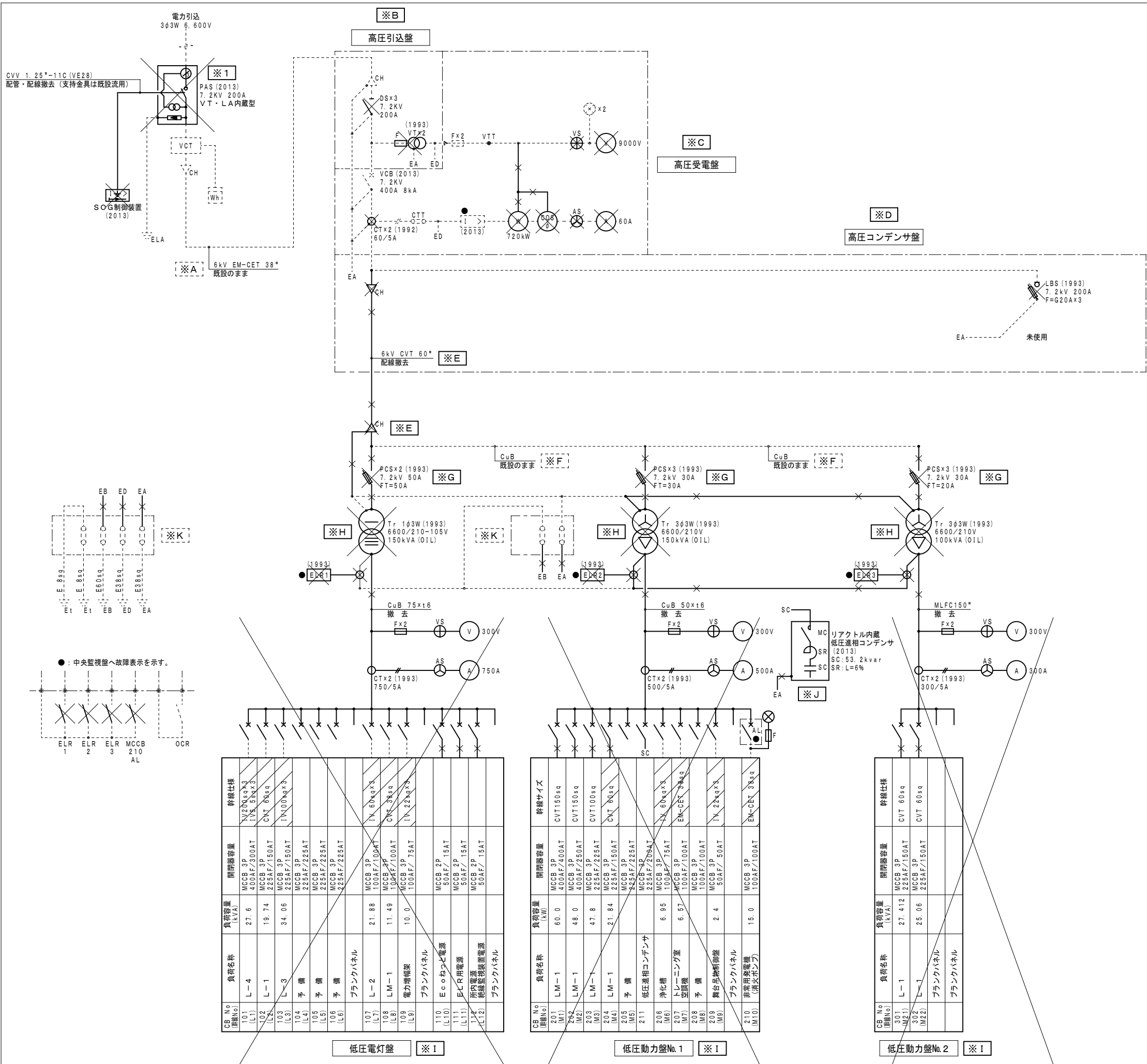
ハンドホール表					
記 号	規 格	鉄 蓋	ケーブル ハンガー・ポスト	ケーブル ハンガー	支持磚子
Ⓛ1	900×900×1300H	R8K-60	600L× 4	C210× 6	R50× 6
Ⓛ2	900×900×1300H	R8K-60	600L× 5	C210× 5	R50× 5
Ⓛ3	900×900×900H	R8K-60	600L× 2	C210× 2	R50× 2
Ⓛ4	900×900×900H	R8K-60	600L× 4	C210× 4	R50× 4
Ⓛ5	600×600×900H	R8K-60	600L× 2	C210× 2	R50× 2
Ⓛ6	800×800×1200H	R8K-60	1000L× 4	C210× 4	R50× 4
Ⓛ7	1500×1500×1200H	R8K-60	1000L× 8	C310×16	R65×16
Ⓛ8	900×900×900H	R8K-60	800L× 4	C210× 4	R50× 4



構内配電線路図（全体図） S=1/600

改 修 前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調調設備改修その他電気設備工事		
	構内配電線路図（全体図） （改修前）	A3:1/200	22
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32



＜受変電設備（既設キュービクル） 改修＞

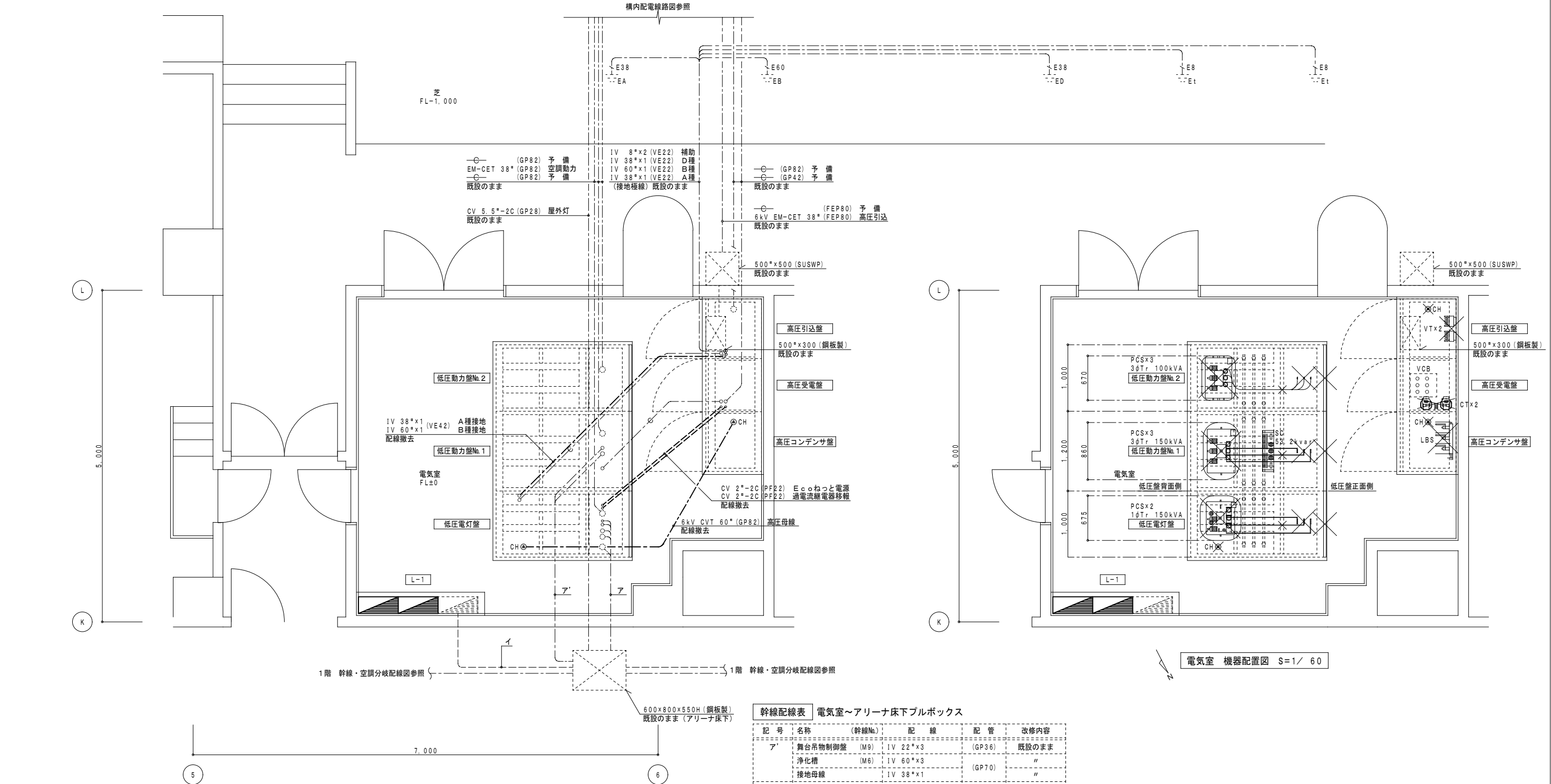
※1	高圧引込用負荷開閉器取替		
	・高圧交流気中負荷開閉器（SOG制御装置含む）	PAS 7.2kV 200A（VT・LA内蔵、方向性GR付）	：撤去
※A	・高圧引込ケーブル	6kV CET 38sq	：既設流用
※B	高圧引込盤改修		
	・高圧断路器（単極）	DS 7.2kV 200A×3	：撤去
	・計器用変圧器	6600/110V x2	："
※C	高圧受電盤改修		
	・交流電圧計	V 0-9000V	：撤去
	・計器用変流器	CT 60/5A x2	："
	・交流電流計	A 0-60/5A	："
	・電力計	W 0-750kW	："
	・力率計	COSφ 0.5-1-0.5	："
	・COS	x2	："
※D	高圧コンデンサ盤改修		
	・端末処理材（屋内）	CH 6.6kV CVT 60sq	：撤去
	・高圧交流負荷開閉器	LBS 7.2kV 200A	："
	・電力ヒューズ	F=G20A x3	："
	・盤名称	NP「高圧コンデンサ盤」	：変更
※E	・高圧母線ケーブル	6kV CVT 60sq	：撤去
※F	・高圧母線	銅バー	：既設流用
※G	・高圧カットアウト	PC 7.2kV x8	：撤去
	・速動形ヒューズ	FT x8	："
	・PC一次・二次配線	KIP 14sq	："
※H	・単相変圧器（油入）	Tr 1φ3W 150kVA	：撤去
	・三相変圧器（油入）	Tr 3φ3W 150kVA	："
	・三相変圧器（油入）	Tr 3φ3W 100kVA	："
※I	低圧配電盤改修		
	・低圧電灯盤（盤、主・分岐銅バー、盤内配線）		：撤去
	・低圧動力盤No.1（盤、主・分岐銅バー、盤内配線）		："
	・低圧動力盤No.2（盤、分岐銅バー、盤内配線）		："
	・漏電継電器（零相変流器共）	x3	："
※J	・リアクトル内蔵低圧進相コンデンサ		：移設
※K	・接地端子板（高圧引込盤）		：既設流用
	・接地端子板（低圧動力盤No.2）		："

：既設幹線流用を示す。

受変電設備 単線結線図（電気室内 既設キュービクル）

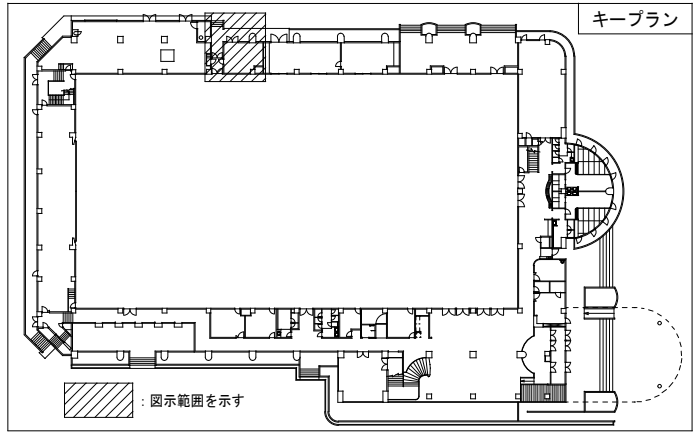
改修前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空気調和設備改修その他電気設備工事		
	受変電設備（既設キュービクル） 単線結線図（改修前）	NO. SCALE	23
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32



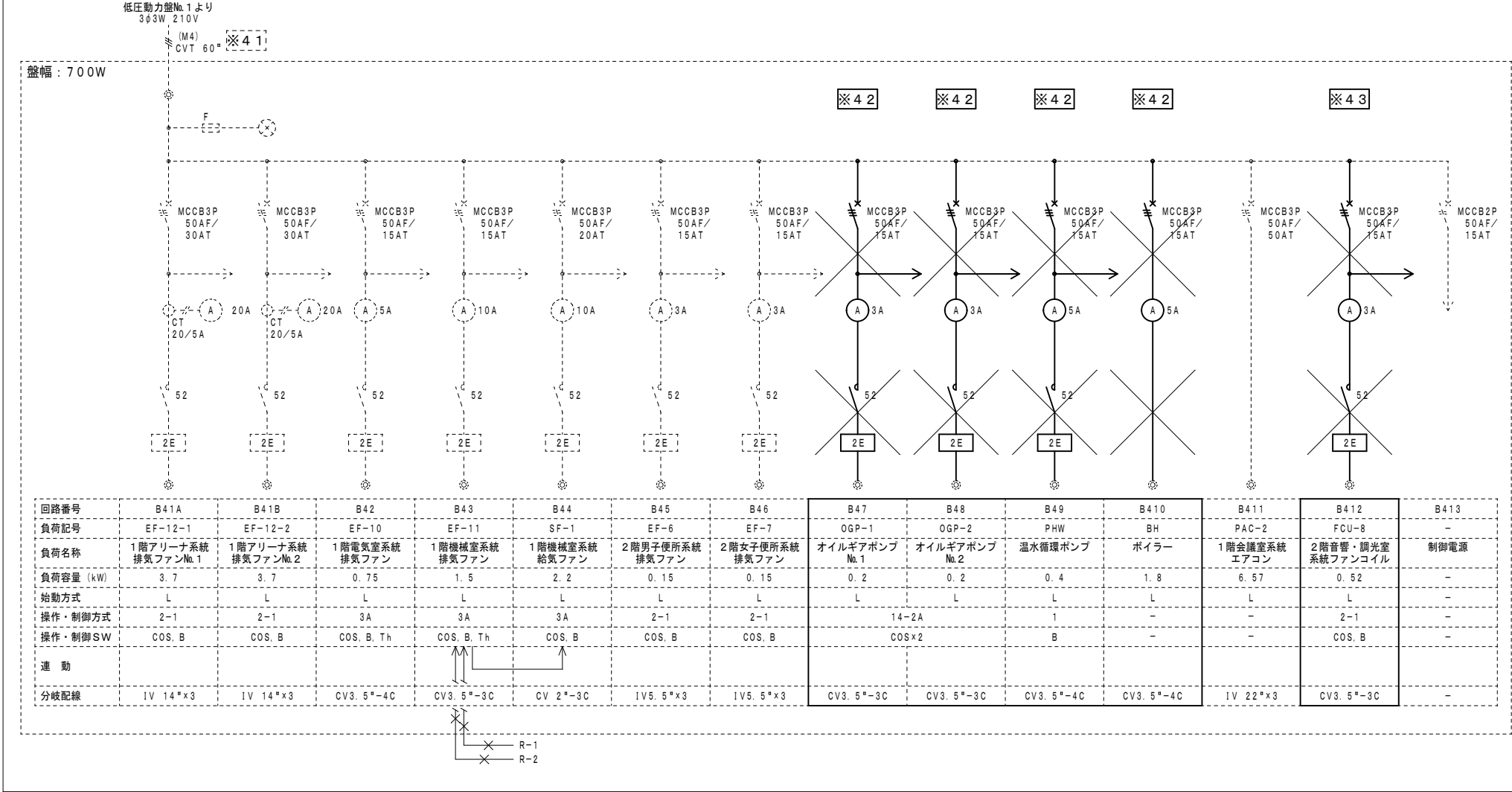
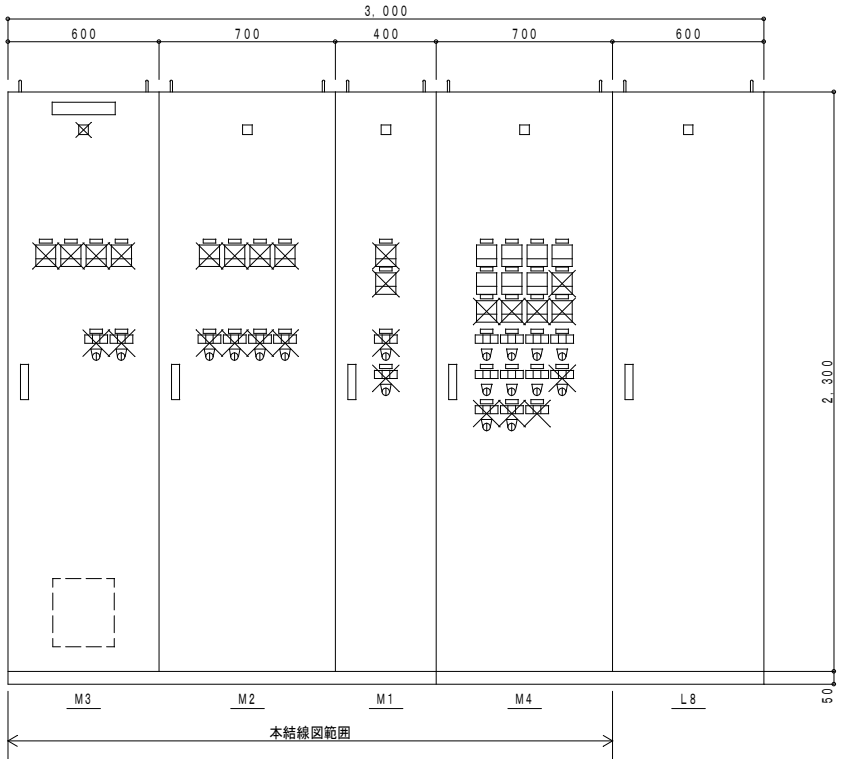
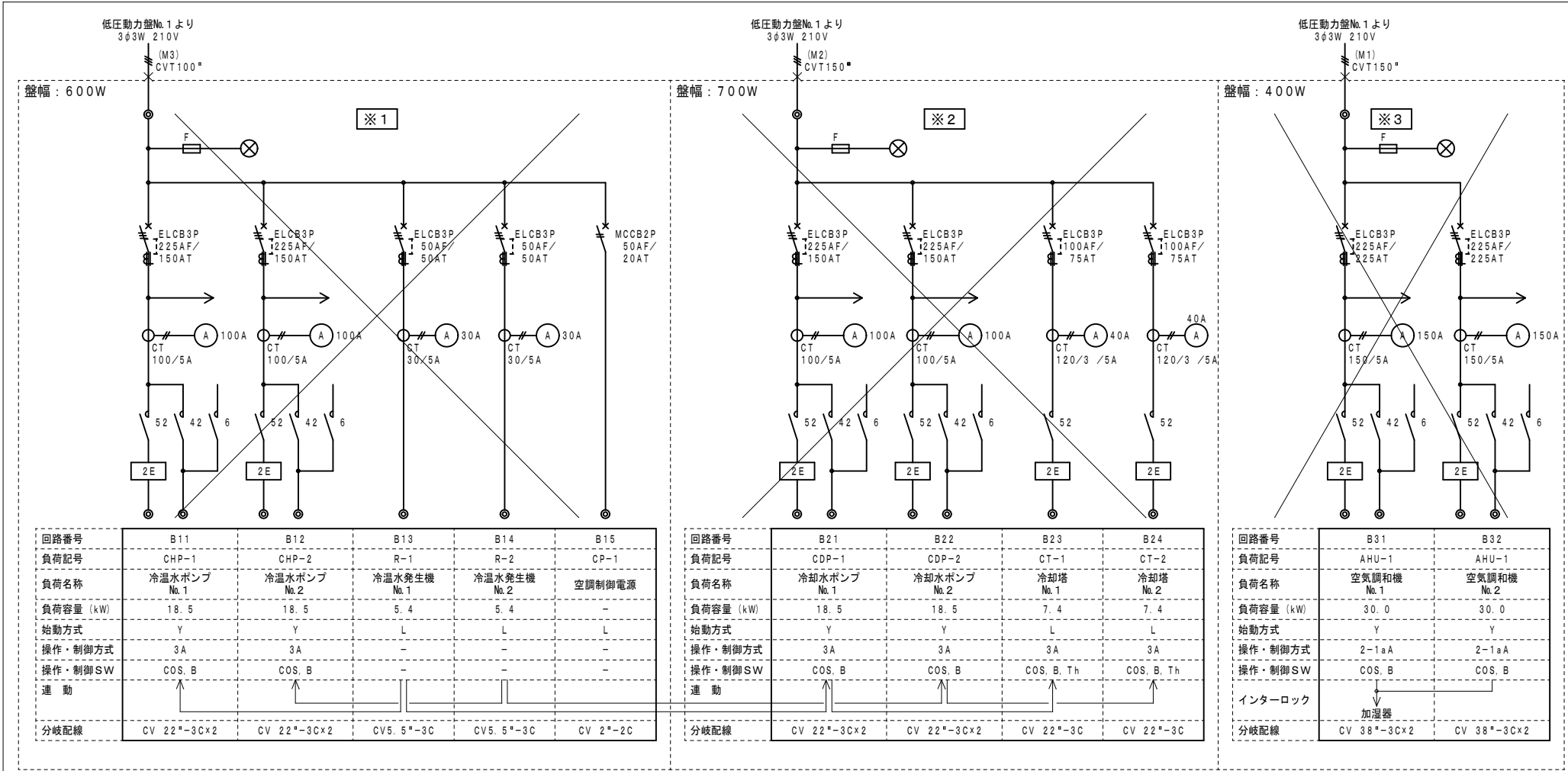
幹線配線表 電気室～アリーナ床下プルボックス				
記号	名称	(幹線No.)	配線	配管
ア'	舞台吊物制御盤	(M9)	1V 22"×3	(GP36)
	浄化槽	(M6)	1V 60"×3	(GP70)
	接地母線		1V 38"×1	
ア	中央監視盤	CVV 2"-10C		(GP28)
	電力増幅架	(L9)	1V 22"×3	(GP36)
	L-2	(L7)	1V 60"×3	(GP54)
	L-3	(L3)	1V100"×3	(GP70)
	接地母線		1V 60"×1	
	L-4 (舞台調光盤)	(L3)	1V200"×3	(GP82)
イ	同上操作電源		1V5. 5"×3	
	屋外灯		1V 22"×3	
	ガーデンライト		1V 8"×3	(GP54)
	屋外灯		1V5. 5"×2	
	誘導灯信号装置	CVV 2"-2C		
	照明リモコン	AE 1. 2-10P		(GP42)
		CPEV 1. 2-10P		

配線表		
図中特記なき配線・配管は下記による。		
---	1V1. 6mm 導入線	(GP42) 既設のまま



改修前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空気調和設備改修その他電気設備工事		
	構内配電線路図 (電気室) 電気室 機器配置図 (改修前)	A3: 1/ 60	24
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32

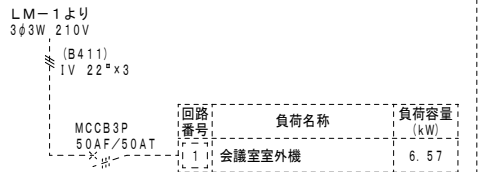
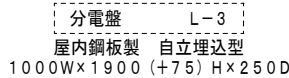
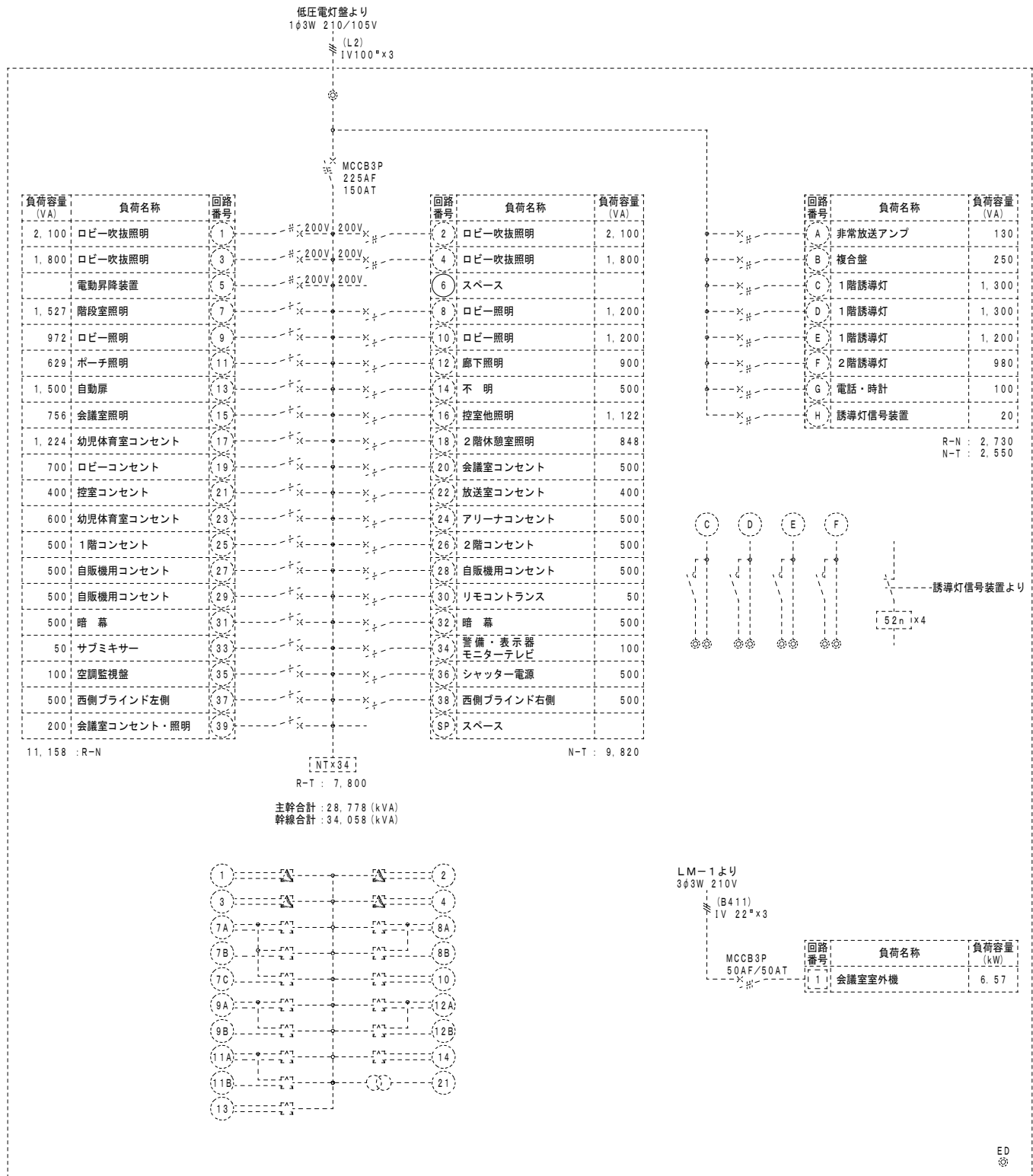
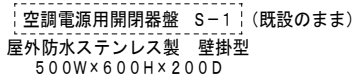
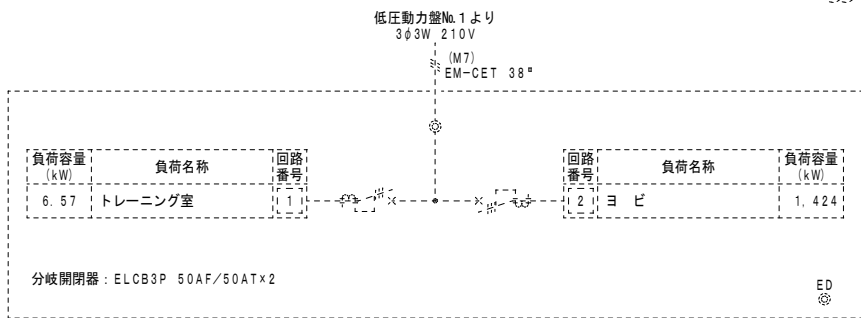
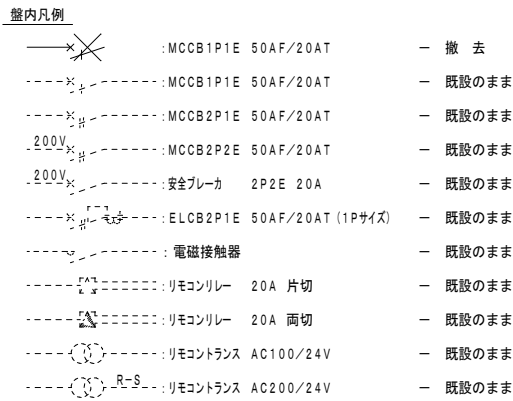
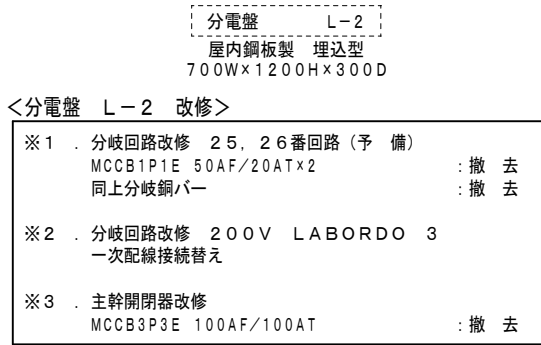
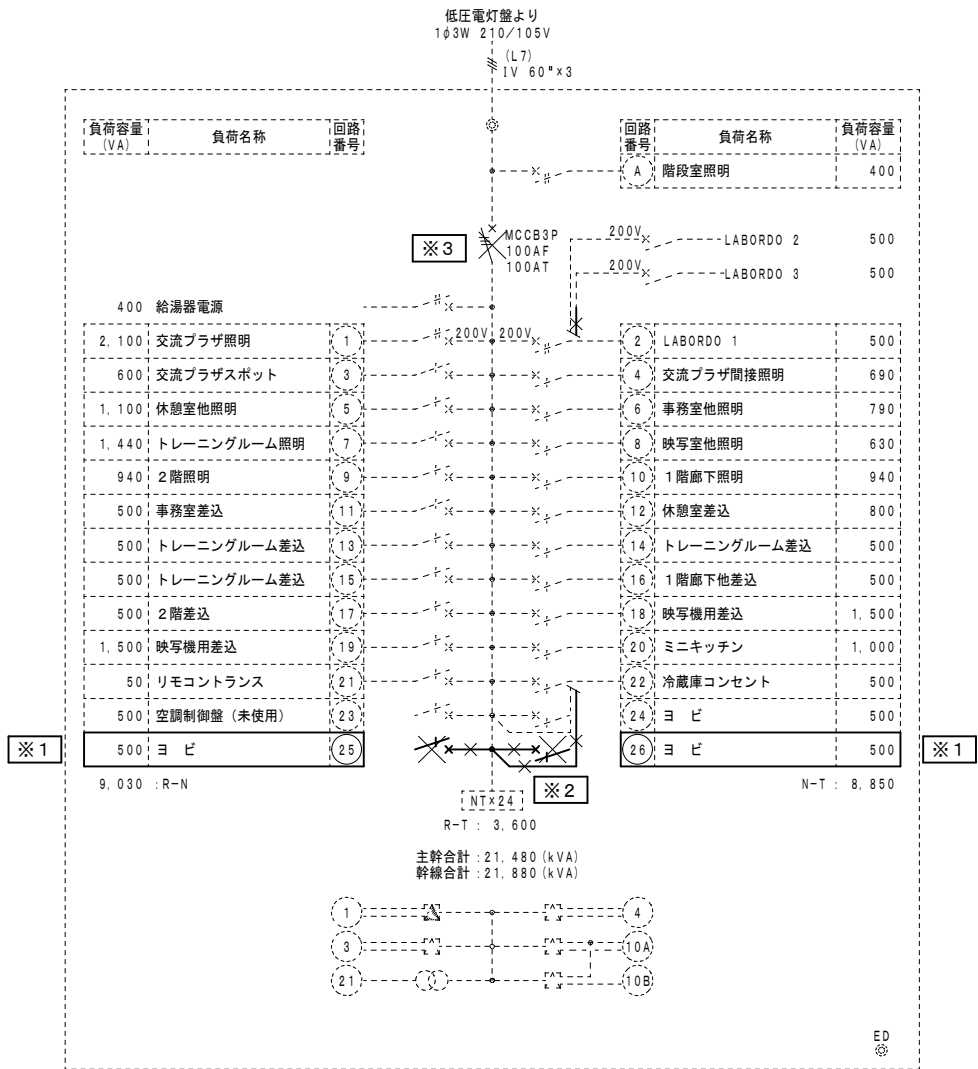


- <制御盤 LM-1 動力回路 改修>
- ※1 . 幹線、全分岐回路 (内部・盤面機器共) : 撤 去
 - ※2 . 幹線、全分岐回路 (内部・盤面機器共) : 撤 去
 - ※3 . 幹線、全分岐回路 (内部・盤面機器共) : 撤 去
 - ※4.1 . 幹線 : 既設のまま
 - ※4.2 . 分岐回路 B 4 7, B 4 8, B 4 9, B 4 1 0 (内部・盤面機器共) : 撤 去
 - ※4.3 . 分岐回路 B 4 1 2 (内部・盤面機器共) : 撤 去

制御盤 LM-1
屋内銅板製 自立型 (5面体)
3000W×(2300+50)H×400D

改 修 前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市		吉田文化体育センター空調設備改修その他電気設備工事 電灯動力設備 制御盤 LM-1 動力回路結線図 正面図 (改修前)		A3:1/30	25
		鹿児島市建設局建築部設備課			全32



改 修 前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空気調和設備改修その他電気設備工事		
	電灯設備 分電盤 L-2, L-3, 電源用開閉器盤 S-1 結線図 (改修前)	NO. SCALE	26
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32

幹線配線表		電気室～L-1, LM-1		
記 号	名称 (幹線No.)	配 線	配 管	改修内容
①	L-1 (M21)	CVT 60"	ケーブルラック	配線撤去
	L-1 (M22)	CVT 60"	〃	〃
	L-1 (L2)	CVT 60"	〃	既設のまま
	接地母線 EA (M用)	1V 38"×1	〃	〃
②	LM-1 (M3)	CVT100"	ケーブルラック	配線撤去
	LM-1 (M2)	CVT150"	〃	〃
	LM-1 (M1)	CVT150"	〃	〃
	LM-1 (M4)	CVT 60"	〃	既設のまま
	LM-1 (L8)	CVT 38"	〃	〃
	接地母線 EA (M用)	1V 38"×1	〃	〃
	接地母線 EA (L用)	1V 14"×1	〃	〃
③	発電機商用電源	EM-FP-C 38"-3C, E22"	(FEP50) ※1	既設のまま
	消火ポンプ	EM-FP-C 22"-3C	(FEP40) ※2	〃
	予 備	—	(FEP50) ※1	〃

※1 露出立ち上がり部はSGP80にて保護
※2 露出立ち上がり部はSGP65にて保護

機器名	配 線	配 管	接続材	改修内容
R-1, 2	CV5. 5°-3C, E5. 5°	(EP25)	(F2WP24)	撤 去
同上 制御	CVV 2°-4C×3	(EP51)	(F2WP50)	〃
EF-11	CV3. 5°-3C, E5. 5°	(EP25)	(F2WP24)	既設のまま
SF-1	CV 2°-3C, E8°	(EP25)	(F2WP24)	〃
BH	CV3. 5°-4C (1C:E)	(EP25)	(F2WP24)	撤 去
PHW	CV3. 5°-4C (1C:E)	(EP25)	(F2WP24)	〃

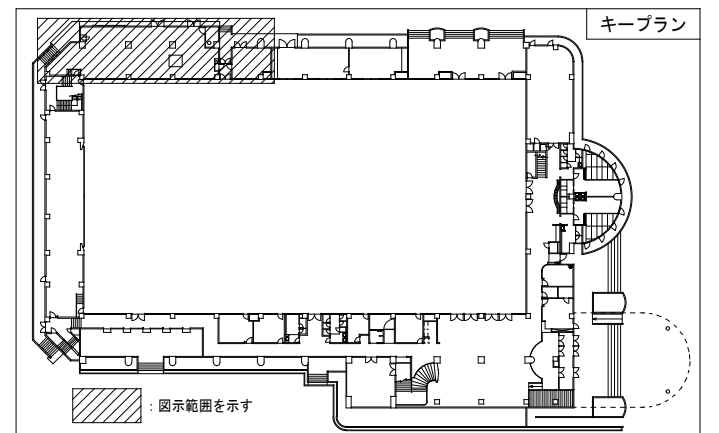
機器名	配 線	配 管	接続材	改修内容
CHP-1, 2	1V 22*6, E5, 5"	(EP63)	(F2WP76)	撤 去
CDP-1, 2	1V 22*6, E5, 5"	(EP63)	(F2WP76)	"

機器名	配 線	配 管	接続材	改修内容
AHU-1-1, 2	IV 38"×6, E8"	(EP63)	(F2WP63)	撤 去

記 号	外 形	材 質	改修内容
☒	200×200×150D	鋼板製	撤 去
☒	250×250×200D	〃	〃
☒	300×300×200D	〃	〃
☒・B	300×300×200D	〃	既設のまま
☒・C	300×300×300D	〃	撤 去
☒・D	400×400×300D	〃	既設のまま
☒・DW	400×400×300D	SUSWP	〃
☒・E	500×500×300D	〃	撤 去

機械設備機器表

	： 吸収式冷温水発生機	5.4 kW/台	—	撤 去
	： 冷温水ポンプ	18.5 kW/台	—	撤 去
	： 冷温水ポンプ	18.5 kW/台	—	撤 去
	： 空調機	30.0 kW/台	—	撤 去
	： 1階機械室系統 排気ファン	1.5 kW	—	既設のまま
	： 1階機械室系統 給気ファン	2.2 kW	—	既設のまま
	： 給湯ボイラー	1.8 kW	—	撤 去
	： 給湯循環ポンプ	0.4 kW	—	撤 去
	： 消火栓ポンプユニット	15.0 kW	—	既設のまま
	： オイルサービスタンク	200 L	—	撤 去



LM-1 上部配線表					
盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
M3	幹線	M3	CVT100°	(EP75)	配線撤去
	分岐	CHP-1	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CHP-1	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CHP-2	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CHP-2	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	R-1	CV5 5°-3C		〃
	分岐	R-2	CV5 5°-3C		〃
	制御	CHP-1	CVV 2°-4C	(EP51)	〃
	制御	CHP-2	CVV 2°-4C		〃

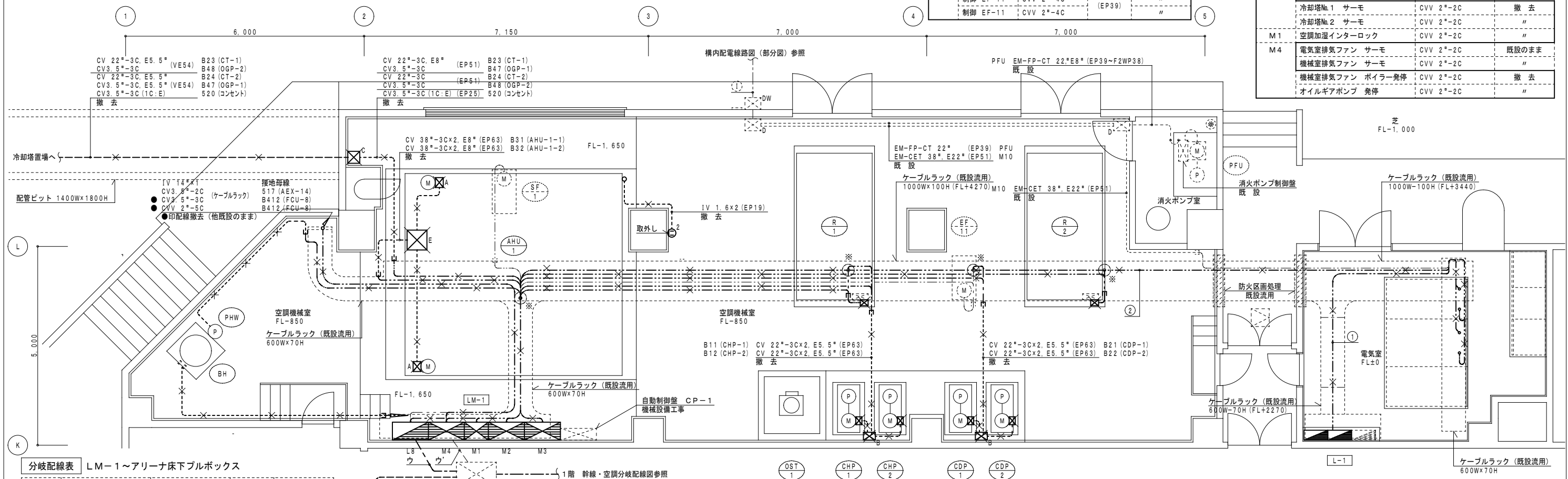
盤	種別	機器名	配線	配管	工事内容
M2	幹線	M2	CVT150°	(EP75)	配線撤去
	分岐	CDP-1	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CDP-1	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CDP-2	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CDP-2	CV 22°-3C	(EP51)	〃
	分岐	CT-1	CV 22°-3C		〃
	分岐	CT-2	CV 22°-3C	(EP63)	〃
	制御	CDP-1	CVV 2°-4C		〃
	制御	CDP-2	CVV 2°-4C	(EP39)	〃

盤	種別	機器名	配線	配管	工事内容
M1	分岐	AHU-1-1	CV 38"-3C	(EP51)	配線撤去
	分岐	AHU-1-1	CV 38"-3C	(EP51)	"
	分岐	AHU-1-2	CV 38"-3C	(EP51)	"
	分岐	AHU-1-2	CV 38"-3C	(EP51)	"

盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
M4	接地	動力用	1V 38"×1	(EP75)	既設のまま
	幹線	M1	CVT150"		配線撤去
	幹線	M4	CVT 60"	(EP63)	既設のまま
	分岐	EF-10	CV3 5"-4C		"
	分岐	EF-11	CV3 5"-3C	"	
	分岐	SF-1	CV 2"-3C	(EP51)	"
	分岐	FCU-8	CV3 5"-3C		配線撤去
	制御	FCU-8	CVV 2"-5C	"	
	分岐	OGP-1	CV3 5"-3C	"	
	分岐	OGP-2	CV3 5"-3C	(EP51)	"
	分岐	PHW	CV3 5"-4C		"
	分岐	BH	CV3 5"-4C	(EP39)	"
制御	EF-11	CV3 2"-4C	"		
制御	EF-11	CVV 2"-4C	"		

盤	種別	機器名	配 線	配 管	工事内容
L8	幹線	L8	CVT 38"		既設のまま
	接地	電灯用	1V 14"×1	(EP51)	〃
	接地	2階送り	1V 14"×1		〃
	分岐	517	CV3 5"ー2C	(EP39)	〃
	分岐	518	CV 8"ー2C		〃
	分岐	520	CV3 5"ー3C		配線撤去

制御配線表		CP-1-LM-1間	
LM-1	用 途	盤内配線	改修内容
M1	CP-1 電源	CV 2 ^号 -2C	撤 去
M2	遠隔監視 (状態・故障)	CPEV-S 0.9-30P	既設のまま
	冷却塔№1 サーモ	CVV 2 ^号 -2C	撤 去
	冷却塔№2 サーモ	CVV 2 ^号 -2C	〃
M1	空調加温インターロック	CVV 2 ^号 -2C	〃
M4	電気室排気ファン サーモ	CVV 2 ^号 -2C	既設のまま
	機械室排気ファン サーモ	CVV 2 ^号 -2C	〃
	機械室排気ファン ボイラー発停	CVV 2 ^号 -2C	撤 去
	オイルギアポンプ 発停	CVV 2 ^号 -2C	〃



記 号	名 称	配 線	配 管	改修内容
ウ	501, 503, 509, 510, 516	1V 14"×10		配線撤去
	511, 512	1V 8"×4	(GP54)	〃
	513, 514, 517	1V5. 5"×6		〃
	504, 506~508, 515	1V 14"×10	(GP54)	配線撤去
	505	1V 22"×2		〃
ウ'	B41A, B41B	1V 14"×6	(GP36)	既設のまま
	B411	1V 22"×3	(GP42)	〃
	B45, 46	1V5. 5"×6		〃
				〃

幹線・分岐配線図 S=1/100
(空調機械室・電気室)

注. ※印表記ケーブルラック上にて、接地母線より機器接地線の分岐位置を示す。

改修前

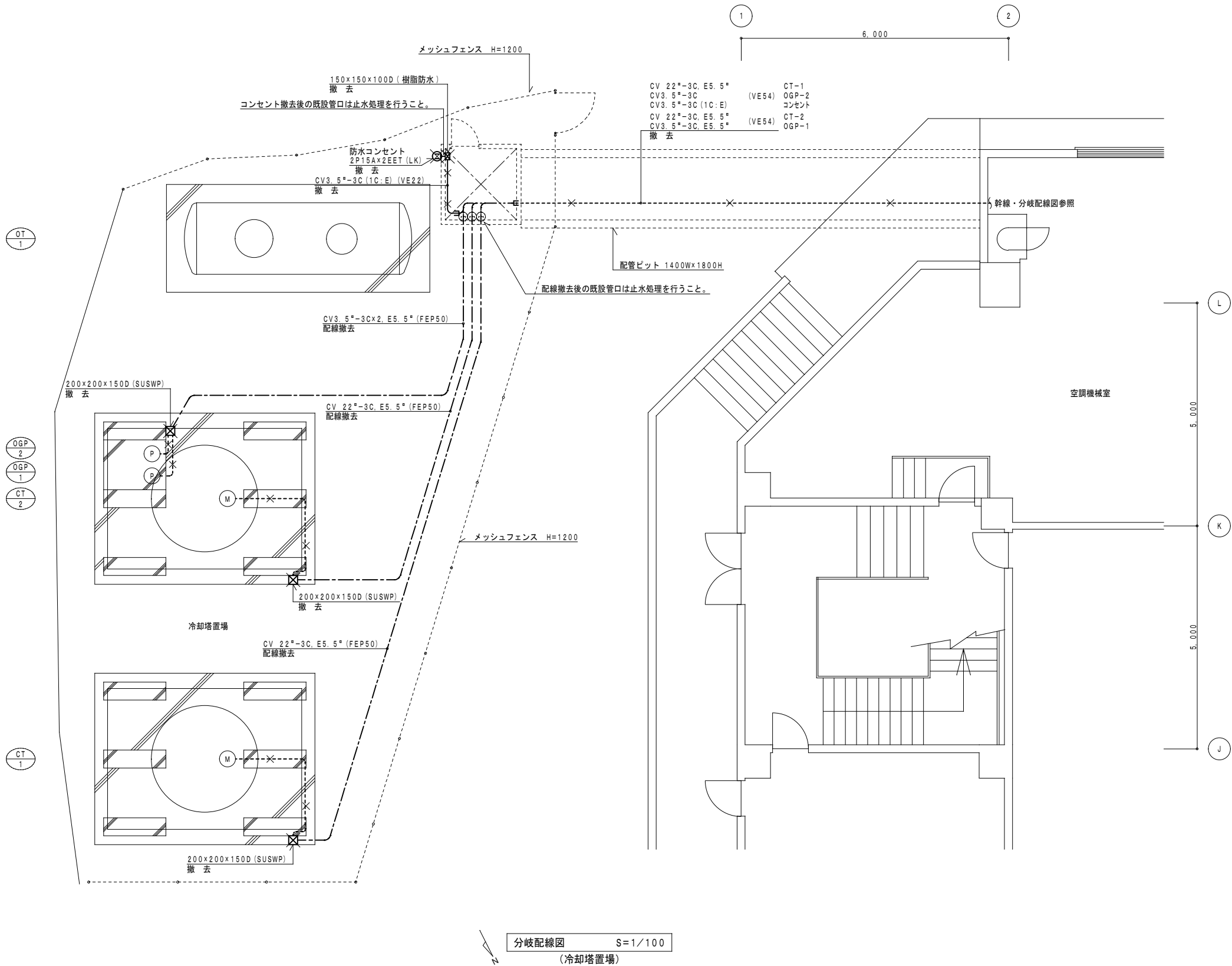
有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調と設備改修その他電気設備工事		
	電灯動力設備 幹線・分岐配線図（改修前）	A3:1/100	27
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32

機械設備機器表

CT _n	: 冷却塔	5.5 kW/台
OGP _n	: オイルギアポンプ	0.2 kW/台
OT ₁	: オイルタンク (地下タンク)	

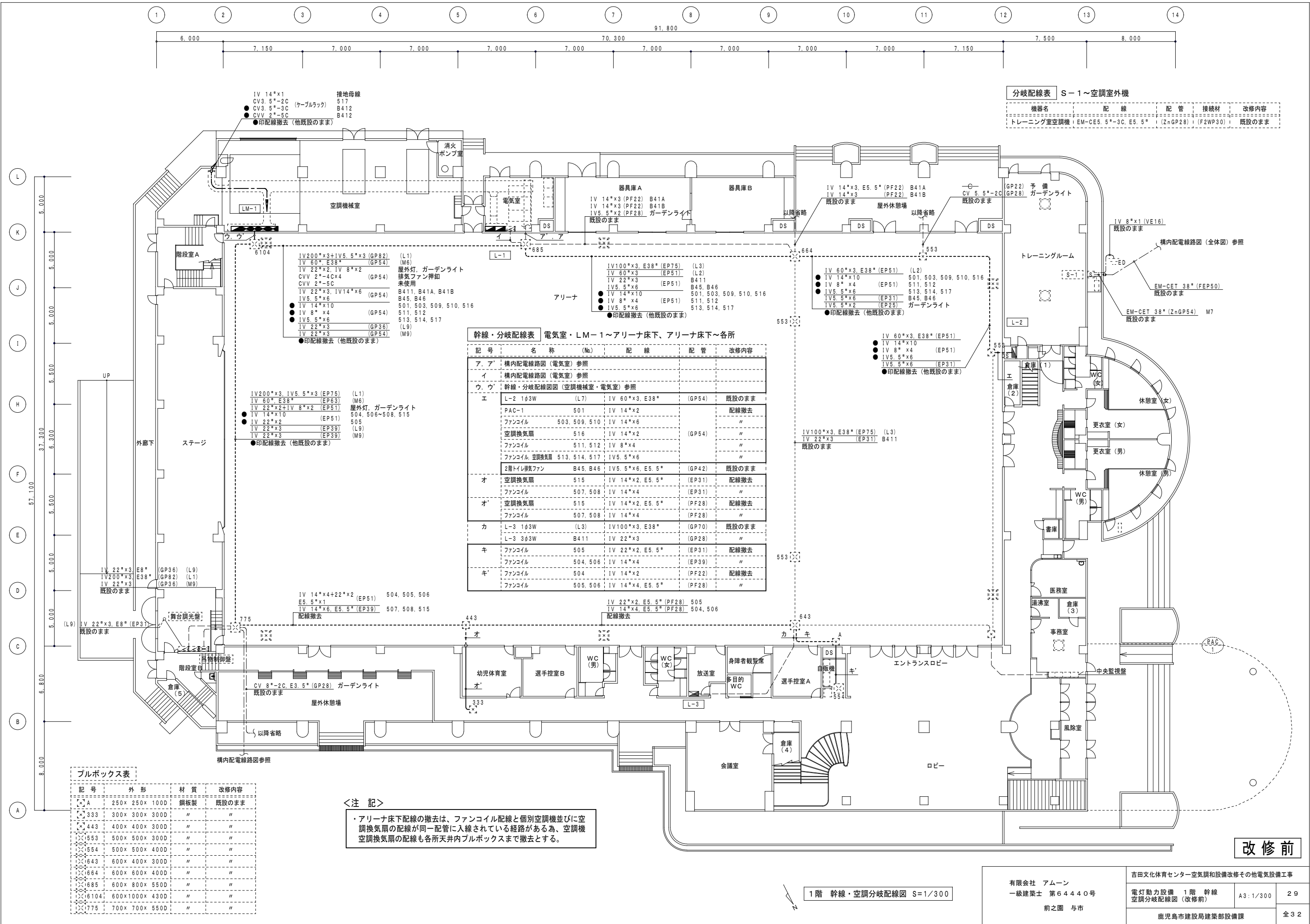
分岐配線表 PB～各機器

機器名	配 線	配 管	接続材	改修内容
CT-1, 2	CV 8"-3C, E5. 5"	(VE28)	(F2WP30)	撤 去
OGP-1, 2	CV3. 5"-3C, E1. 6	-	(F2WP17)	〃



改修前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調和設備改修その他電気設備工事		
	電灯動力設備 冷却塔置場 分岐配線図 (改修前)	A3: 1/100	28
	鹿児島市建設局建築部設備課		全32

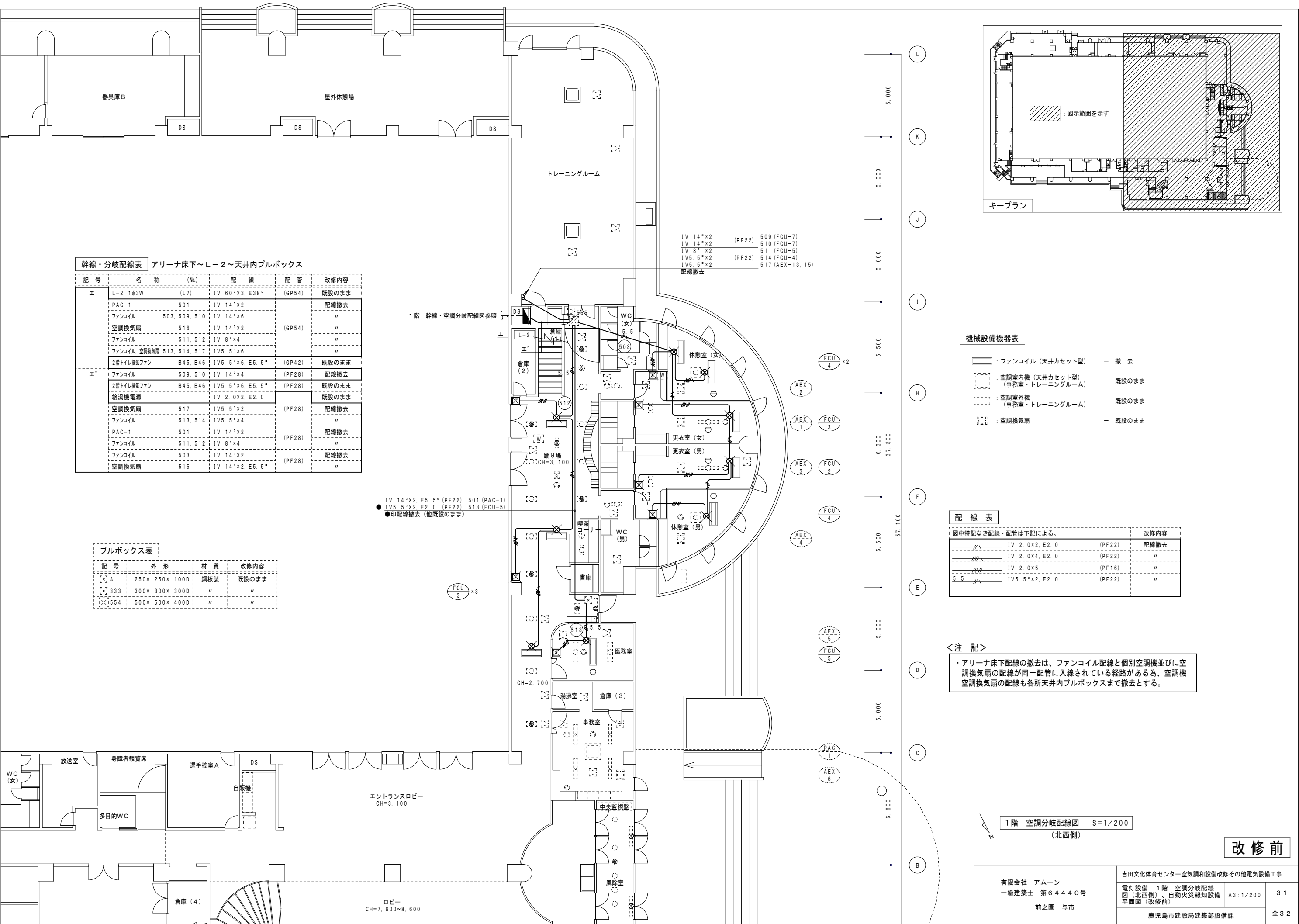


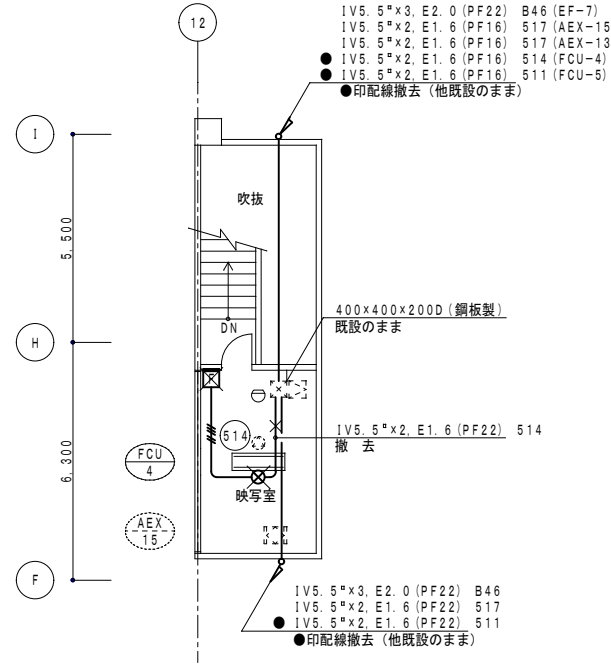
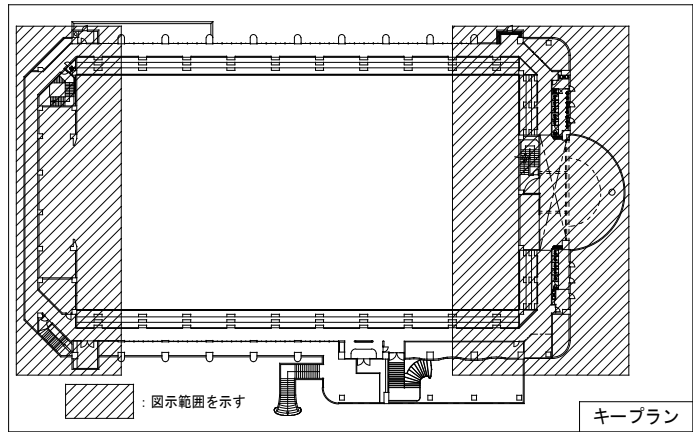
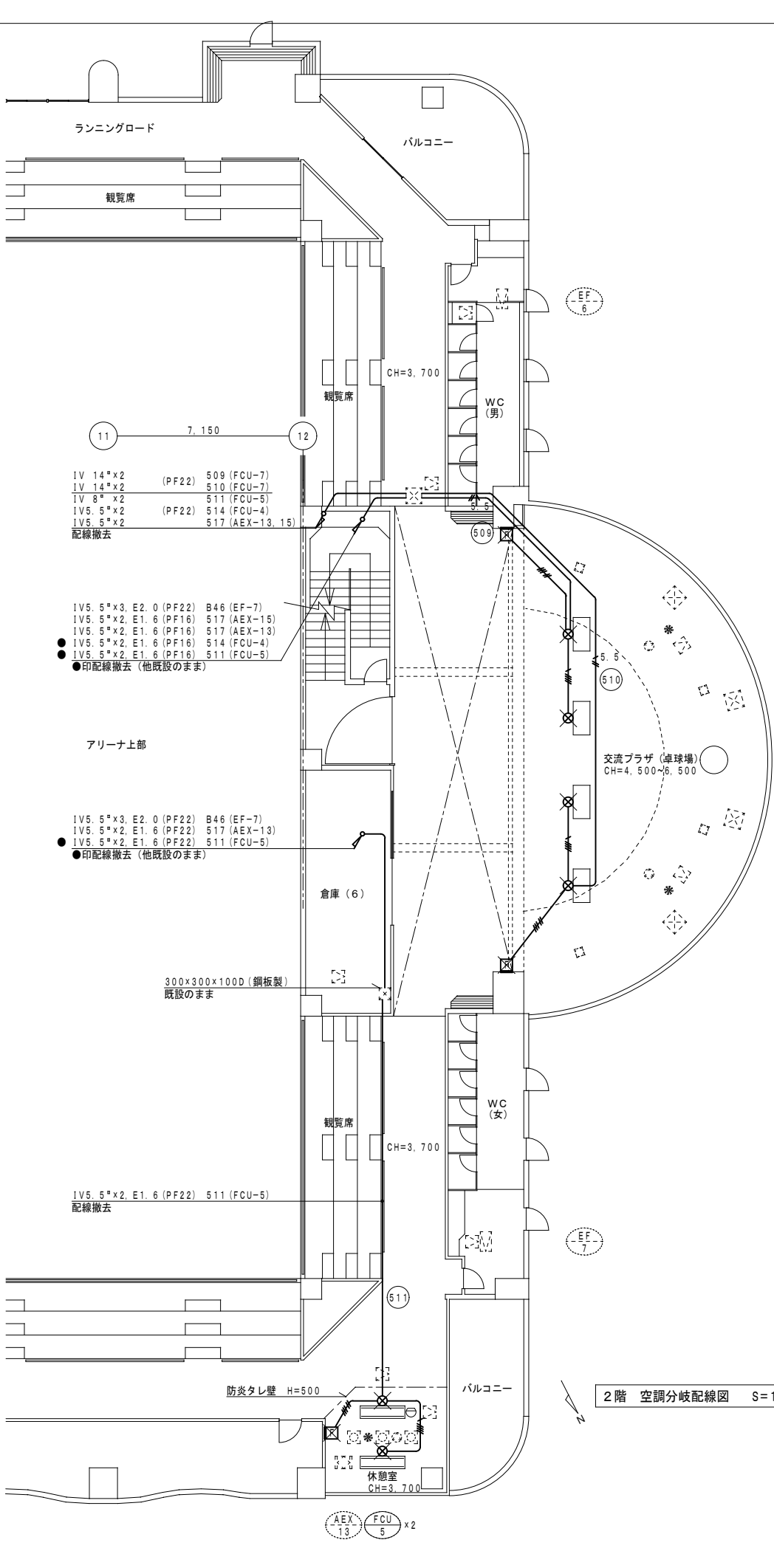
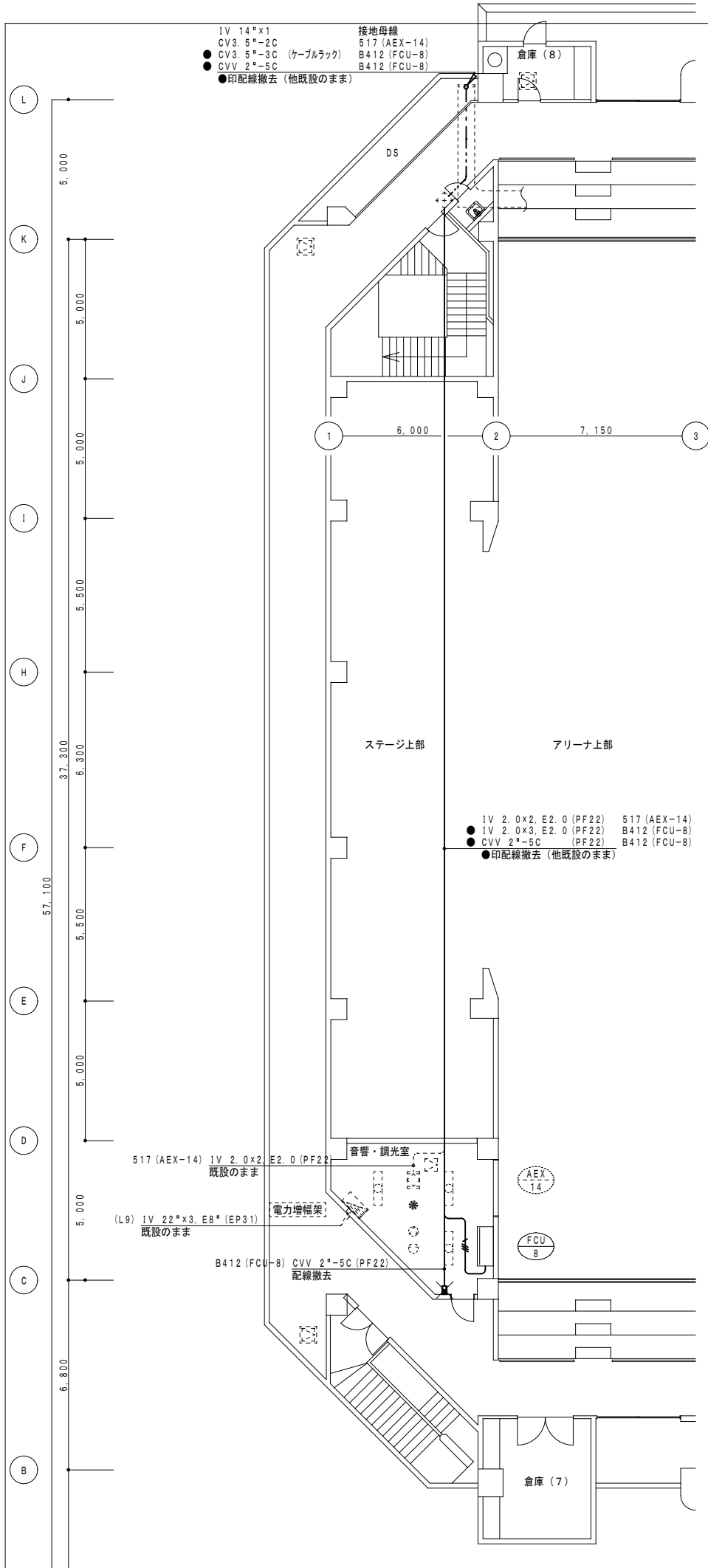
分岐配線表 S-1～空調室外機				
機器名	配線	配管	接続材	改修内容
トレーニング室空調機	EM-CET 5" 5"-3C, E5, 5"	(ZnGP28)	(F2WP30)	既設のまま

幹線・分岐配線表 電気室・LM-1～アリーナ床下、アリーナ床下～各所				
記号	名称 (No.)	配線	配管	改修内容
ア、ア'	構内配電線路図 (電気室) 参照			
イ	構内配電線路図 (電気室) 参照			
ウ、ウ'	幹線・分岐配線図 (空調機械室・電気室) 参照			
エ	L-2 1φ3W (L7)	IV 60"x3, E38"	(GP54)	既設のまま
	PAC-1 501	IV 14"x2		配線撤去
	ファンコイル 503, 509, 510	IV 14"x6		"
	空調換気扇 516	IV 14"x2	(GP54)	"
	ファンコイル 511, 512	IV 8"x4		"
	ファンコイル, 空調換気扇 513, 514, 517	IV5, 5"x6		"
オ	2階トイレ排気ファン B45, B46	IV5, 5"x6, E5, 5"	(GP42)	既設のまま
	空調換気扇 515	IV 14"x2, E5, 5"	(EP31)	配線撤去
	ファンコイル 507, 508	IV 14"x4	(EP31)	"
オ'	空調換気扇 515	IV 14"x2, E5, 5"	(PF28)	配線撤去
	ファンコイル 507, 508	IV 14"x4	(PF28)	"
カ	L-3 1φ3W (L3)	IV100"x3, E38"	(GP70)	既設のまま
	L-3 3φ3W B411	IV 22"x3	(GP28)	"
キ	ファンコイル 505	IV 22"x2, E5, 5"	(EP31)	配線撤去
	ファンコイル 504, 506	IV 14"x4	(EP39)	"
キ'	ファンコイル 504	IV 14"x2	(PF22)	配線撤去
	ファンコイル 505, 506	IV 14"x4, E5, 5"	(PF28)	"

ブルボックス表			
記号	外形	材質	改修内容
×A	250×250×100D	銅板製	既設のまま
×333	300×300×300D	"	"
×443	400×400×300D	"	"
×553	500×500×300D	"	"
×554	500×500×400D	"	"
×643	600×400×300D	"	"
×664	600×600×400D	"	"
×685	600×800×550D	"	"
×6104	600×1000×430D	"	"
×775	700×700×550D	"	"

・アリーナ床下配線の撤去は、ファンコイル配線と個別空調機並びに空調換気扇の配線が同一配管に入線されている経路がある為、空調機空調換気扇の配線も各所天井内ブルボックスまで撤去とする。





配線表			改修内容
図中特記なき配線・配管は下記による。			
1V 2.0x3, E2.0 (PF22)	517 (AEX-14)	配線撤去	
1V 2.0x4, E2.0 (PF22)	517 (AEX-13)		
1V 2.0x5 (PF16)	514 (FCU-4)		
1V 5.5"x2, E2.0 (PF22)	511 (FCU-5)		

機械設備機器表

ファンコイル (天井カセット型)	撤去
ファンコイル (天井埋込ダクト型) (交流プラザ)	撤去
ファンコイル (床置き型) (音響・調光室)	撤去
空調吹出口 (交流プラザ)	既設のまま
空調換気扇	既設のまま
消音形ストレートシロッコファン (男女トイレ)	既設のまま

改修前

有限会社 アムーン 一級建築士 第64440号 前之園 与市	吉田文化体育センター空調調設備改修その他電気設備工事		
	電灯設備 2階 空調分岐配線図、自動火災報知設備 配線図 (改修前)	A3:1/200	32
	鹿児島市建設局建築部設備課		